

2. 大宰府跡の概要

2-1 大宰府跡の自然・歴史・社会環境

(1) 自然環境

1) 位置

本史跡は、日本の九州地方北部の福岡県の内陸部にあたる太宰府市に所在する史跡です。政庁跡が本市のほぼ中心に位置し、その約3km圏に宝満山を除く大宰府関連史跡が位置しています。

政庁地区は、^{し お う じ や ま}四王寺山の南麓に位置し、大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡とは隣接しています。市行政区では、観世音寺区、坂本区に含まれます。

客館地区は政庁地区の南約1kmに位置し、市行政区では芝原区に含まれます。

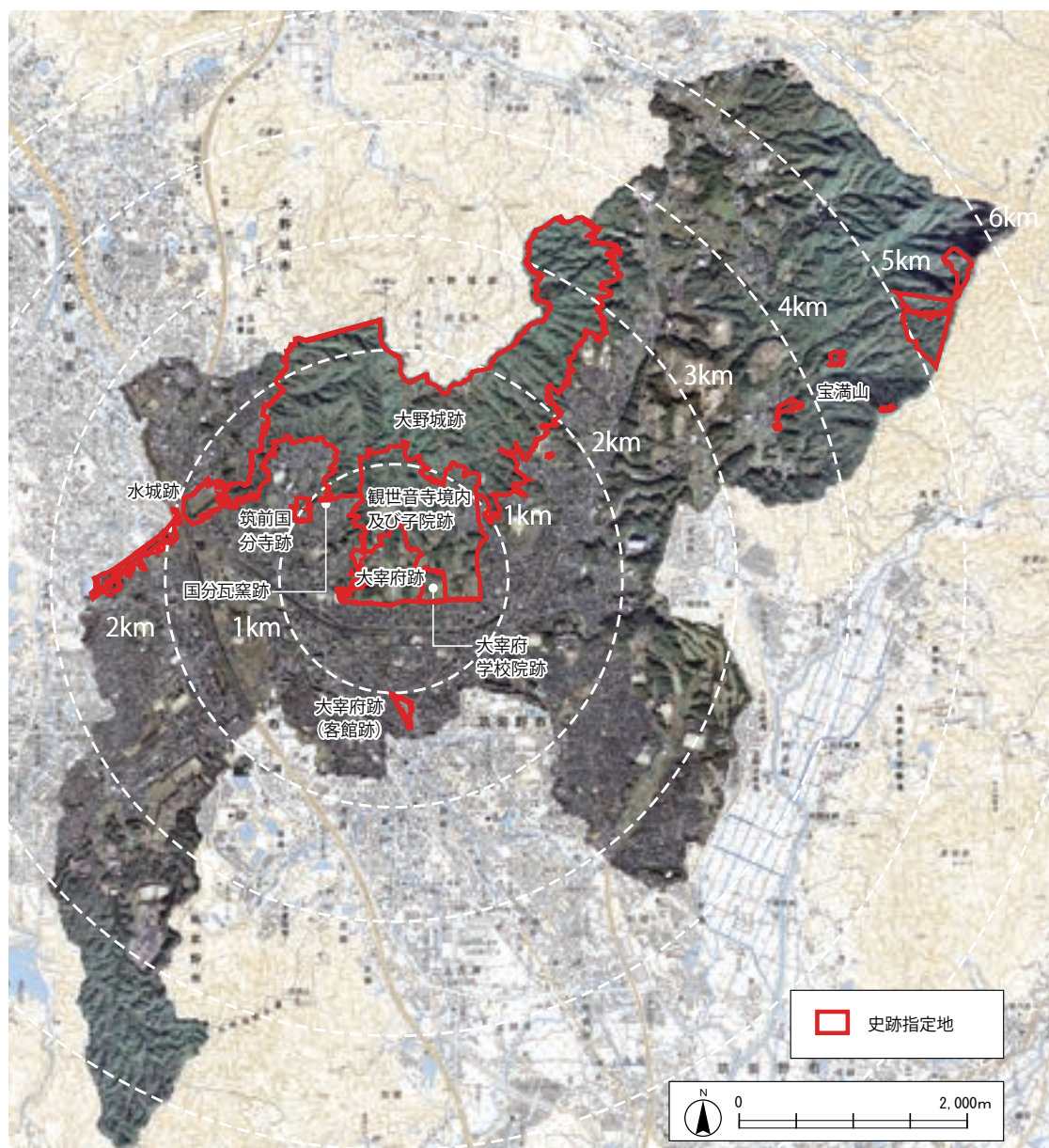


図2-1：大宰府跡の位置

／国土地理院発行1／2.5万地形図「福岡南部」「太宰府」「不入道」「二日市」を使用

2) 地形

政庁地区は、標高30～80mと起伏が豊かなところですが、四王寺山の麓に政庁跡が位置し、その東と西にそれぞれ標高50～60m程度の丘陵が控えています。東に位置する丘陵は、月山^{つきやま}と呼ばれています。西には小字名から蔵司^{くらつかさ}と呼ばれる地区があり、その中に丘陵があります。

客館地区は、標高30～40mのなだらかな平地に位置しています。当時、政庁と客館は南北に延びる朱雀大路^{すざくおおじ}で結ばれていました。

丘陵裾の地形を改変し、三方を山に囲まれた空間に政庁を置き、南側には平野が広く広がる等古代都城を設置するにふさわしい好条件がそろった地形と言えます。

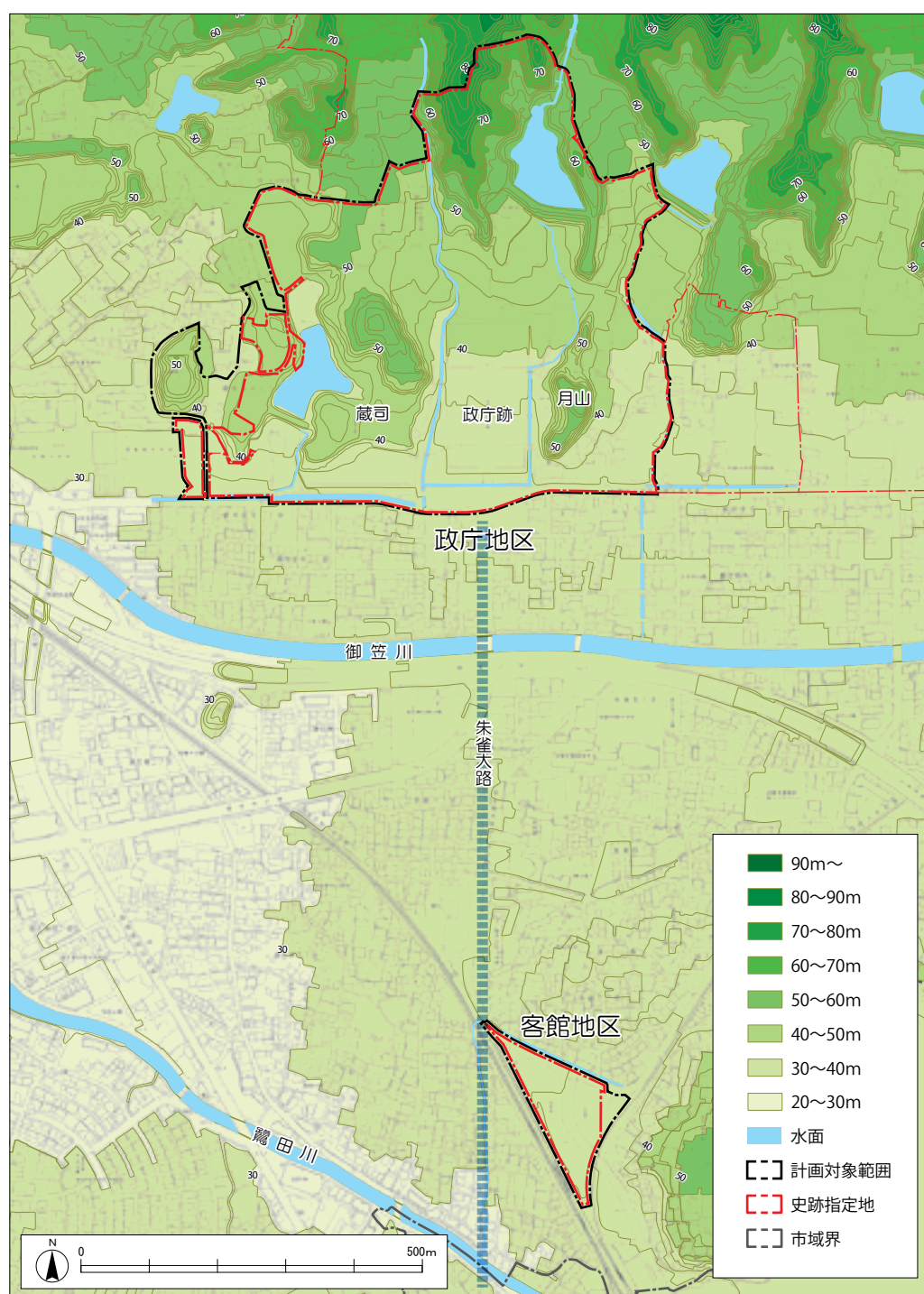


図2-2：標高分布／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

3) 地質

地質は、早良花崗岩^{さわらかこうがん}、沖積地堆積地^{されき}（砂礫及び粘土）、新期段丘構成層（砂礫及びシルト）に分けられます。

政庁地区は、四王寺山から連なる尾根筋の丘陵が早良花崗岩、谷筋が新期段丘構成層（砂礫及びシルト）と沖積地堆積地（砂礫及び粘土）で構成され、比較的安定した地盤で構成されています。但し、丘陵の花崗岩類は風化によって土壌化しており、急な傾斜地等においては大雨の際に地崩れ等も発生しています。

客館地区は、新期段丘構成層（砂礫及びシルト）にあり、安定した地盤の上に位置しています。

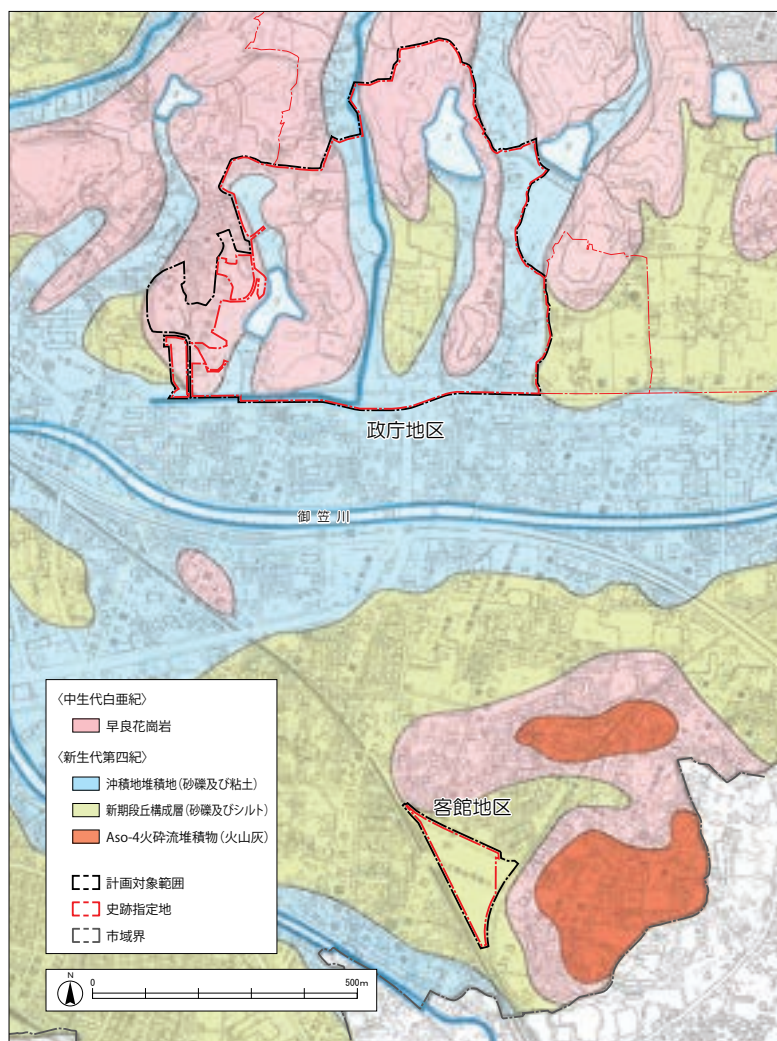


図2-3：地質分類／『太宰府市環境資料編』付図3太宰府市地質図 一部加筆

表2-1：地質の概要

早良花崗岩	中生代白亜紀後期の約9,300万年前に地下のマグマが固結してできたものです。市域を構成する硬い岩盤の殆どは花崗岩類が占めています。
沖積地堆積地 （砂礫及び粘土）	現河川の流域の谷底平野の平坦面（沖積面）を占める沖積地の堆積物であり、市内においては過去1万年以前の第四期完新世に現在の河川によって河谷が埋積されて形成されたごく若い堆積物であり、下流に向かって厚くなります。
新期段丘構成層 （砂礫及びシルト）	御笠川沿いの観世音寺付近、鷺田川沿いの筑紫野市二日市から上古賀にかけての、いわゆる「二日市低地帯」等を構成し、これらは沖積面より一段高い平坦面を形成しています。御笠川中流以下と鷺田川流域の新期段丘構成層は平坦な低段丘を形成し、細礫や小礫からなります。礫種は花崗岩類・脈石英が多く、風化花崗岩を覆っています。
Aso-4火砕流堆積物	阿蘇カルデラに由来する火山灰です。阿蘇カルデラを形成した大噴火は過去4回生じたことが判明しており、古い方から阿蘇1、阿蘇2、阿蘇3、阿蘇4と名付けられています。

4) 水系

政庁地区では御笠川に、客館地区では鷺田川^{さぎたがわ}に合流する2つの水系に分けられます。

政庁地区の水系は、四王寺山を集水域とし、一部ため池から政庁跡沿いの水路を経て、主要地方道筑紫野太宰府線（通称：政庁通り）沿いを流れて、御笠川に注いでいます。

生活雑排水の流入が少ないこともあり、ミナミメダカ、ミナミヌマエビ、ドジョウ、ゲンジボタル等が生息しています。また、政庁跡の前面外濠（以下、濠）には4～5月に白い花を咲かせる福岡県絶滅危惧種「ミツガシワ」が近隣から移植されて根付いており、希少な水生生物の生息環境が維持されています。

客館地区には、史跡指定地内を流れる水路はありません。東側の丘陵部から西側に流れる水路が史跡指定地の北側に位置し、鷺田川に注いでいます。

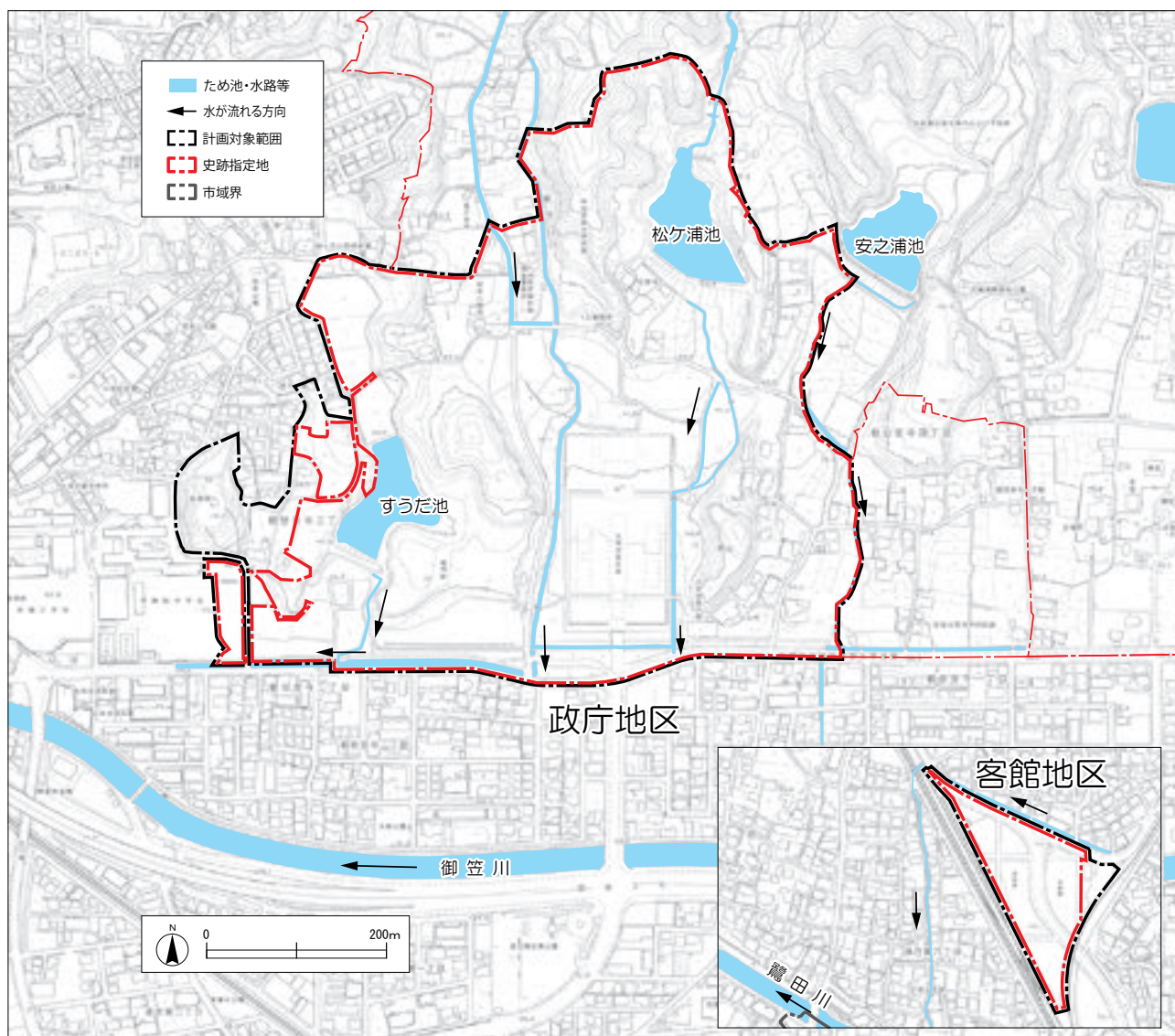


図2-4：水系／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』／太宰府市環境資料編付図8太宰府市水利図 一部加筆

水路の殆どは石積やコンクリートで整備済みとなっていますが、一部すうだ池と松ヶ浦池の下流域に未整備の流路が存在し、流水によって護岸が徐々に削られています。
石積やコンクリートで整備された箇所であっても、大雨の際の崩落が記録されています。

5) 植生

現在の植生は古代大宰府の植生とは大きく異なります。また、豊かな緑が残される政庁地区に対して、客館地区は西鉄二日市操車場として利用され、自然の植生は残されていません。政庁地区の植生について見ていくと、大部分は常緑広葉樹です。大きく広葉樹林、モウソウチク優占の広葉樹林、マダケ優占の広葉樹林、モウソウチク林、植栽林に分けられます。

広葉樹林は松ヶ浦池や、すうだ池の周辺、及び月山地区、蔵司地区の北側等に分布しています。その周囲には、モウソウチク優占の常緑広葉樹林やマダケ優占の広葉樹林、モウソウチク林が点在しています。

植栽木は政庁跡周辺にウメ、ソメイヨシノ、ヤマモミジ等があり、春の花見や秋の紅葉を目当てに訪れる人々も数多く存在します。



写2-1: 月山地区の広葉樹林

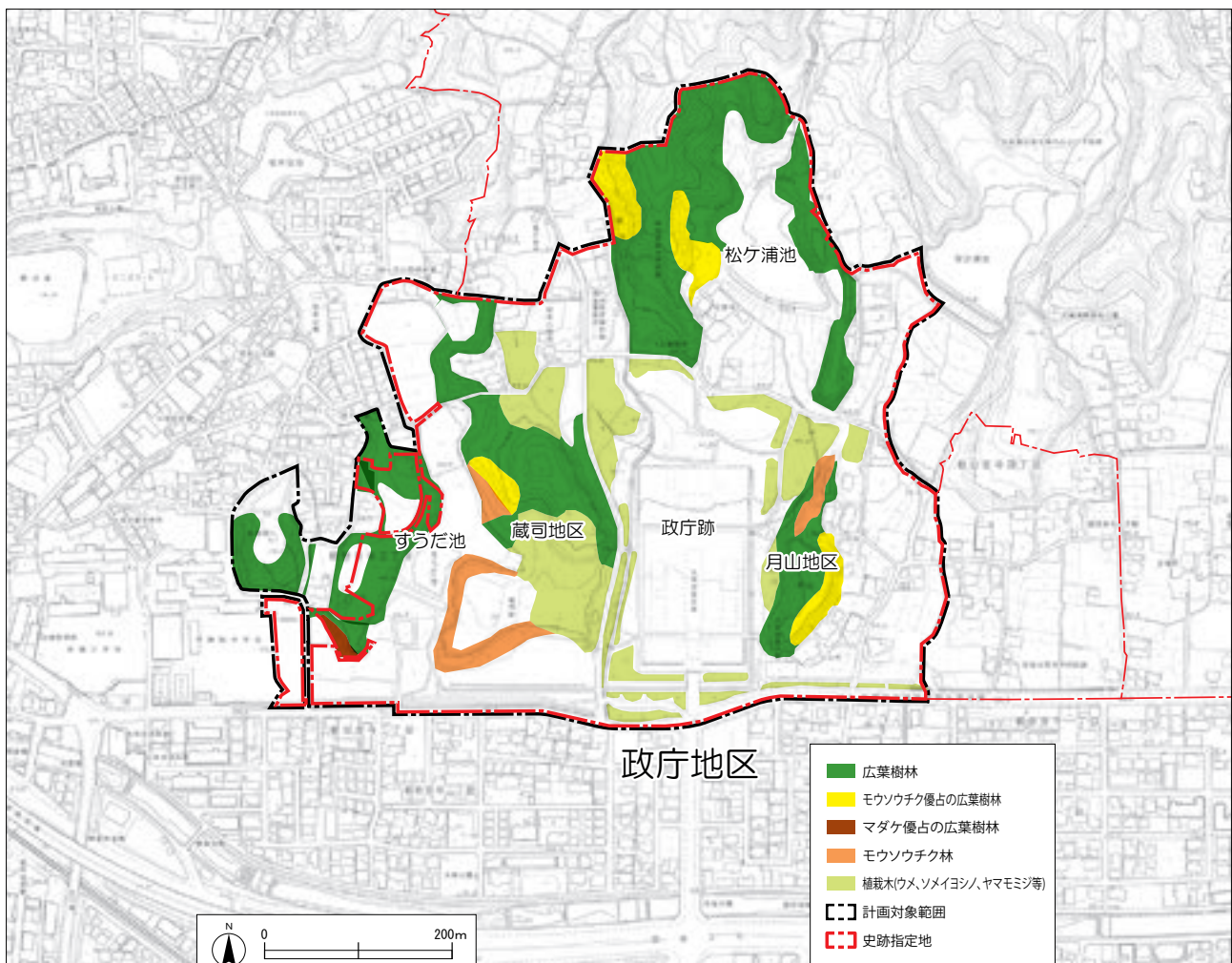


図2-5: 現況植生

／『四王寺山周辺環境整備計画策定業務報告書（平成24（2012）年1月）』現況植生図 一部加筆

6) 動物

西鉄二日市操車場として開発されていた客館地区に対して、豊かな自然環境が残される政庁地区は様々な動物の生息地にもなっています。

政庁地区が位置する四王寺山一帯に生息する動物については、市内で生きものを通した環境教育に取り組んでいる市民団体「まほろば自然学校／設立平成17（2005）年8月」により『太宰府市民の森いきもの図鑑 まほろば自然学校』にまとめられています。

「太宰府市民の森」に生息する動物／出典：『太宰府市民の森いきもの図鑑 まほろば自然学校』

【哺乳類】 タヌキ、イタチ類、イノシシ、ニホンノウサギ、アナグマ、カヤネズミ、コウベモグラ等

【爬虫類】 ニホンカナヘビ、ニホントカゲ、シマヘビ、ヤマカガシ、アオダイショウ等

【両生類】 ヌマガエル、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル、ニホンアカガエル、ニホンヒキガエル、アカハライモリ、ウシガエル等

【鳥 類】 コゲラ、ヒヨドリ、エナガ、ヤマガラ、シジュウカラ、メジロ、キビタキ、サンコウチョウ、ハタカ、ノスリ、フクロウ、サギ類、カモ類、カワセミ等

【昆虫類】 オバボタル、ゲンジボタル等

政庁地区では、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」28条に基づき「福岡県鳥獣保護区」に指定され、狩猟が禁止されています。

多様な動物の生息が確認される一方、イノシシをはじめとする鳥獣被害が問題になっています。イノシシは政庁地区でも目撃され、農地の周りにはイノシシの侵入防止柵が巡らされています。地面を掘り起こした跡は史跡指定地の中でも数多く発見されており、整備地の表土が掘り起こされて、復元整備したものが毀損されている箇所もあります。歩行者への被害等も危惧されています。また、蔵司前^{かんが}面官衙跡、月山東官衙跡ではモグラが穴を多く開けており、イノシシと同様に、遺跡の保存に影響がでています。農作物の被害軽減を目的とした有害駆除について、市では、『太宰府市・那珂川市広域鳥獣被害防止計画』を策定し、猟友会に箱罠を用いた駆除を依頼しています。一時は本市内で年間約300頭のイノシシが駆除されています。しかし、目撃情報や被害報告は減少していません。

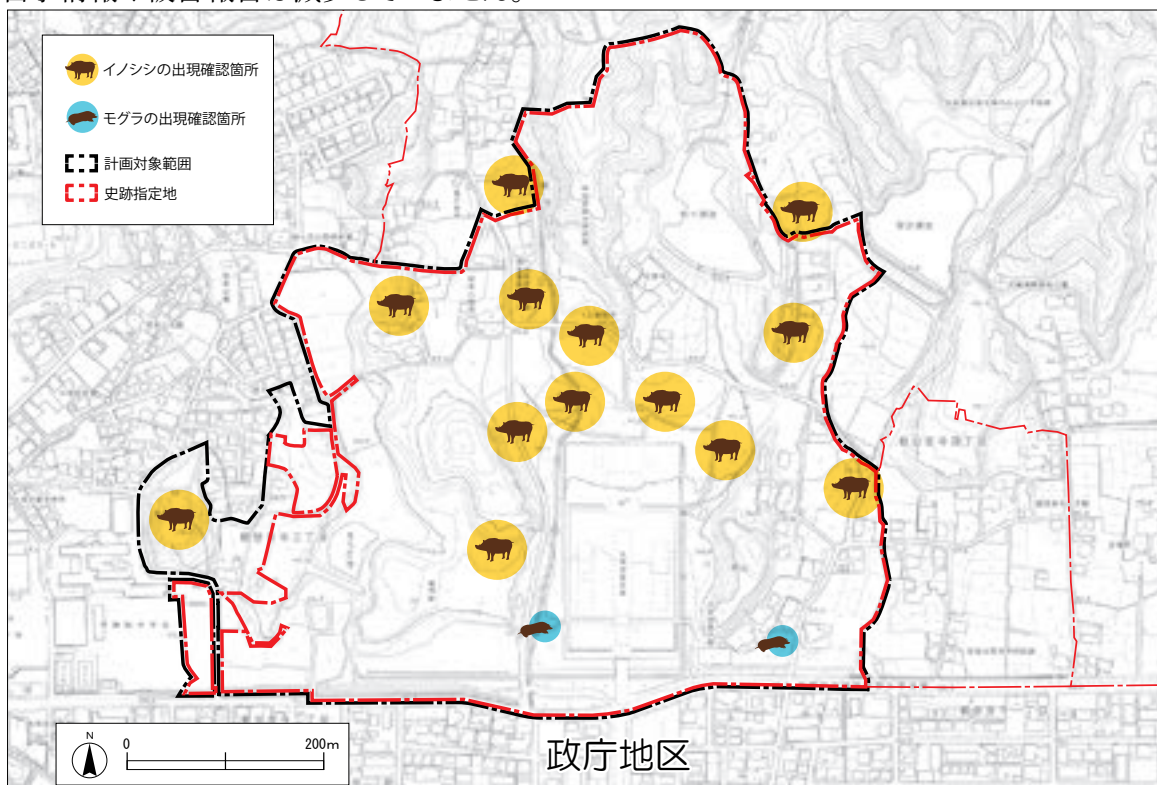


図2-6：イノシシ・モグラの出現確認箇所

(2) 歴史環境

1) 歴史

大宰府は、日本律令国家の対外的役割と軍事の一翼を担い、西海道を統括した古代の律令制下最大の地方官庁です。

大宰府の起源としては諸説ありますが、史料にみえる官名は、筑紫大宰、筑紫大宰帥、筑紫率、筑紫総領等があります。特に筑紫大宰は、日本書紀の推古朝(593～628年)の記事から登場しています。

白村江の戦い(663年)以後、大陸から攻められるかもしれないという緊張の中、天智天皇は、対馬、壱岐、筑紫の国々に防人を配し、水城、山城、烽を設置し防衛網を構築しました。そうした軍事的な緊張感が継続するなかで筑紫大宰が果たした役目は大きいものだったと推測されます。本史跡での発掘調査では大きく3つの時期の遺構が重層的に見つかっており、この600年代後半の遺構は第I期のものとされています。

その後、大宝律令(701年)によって吉備等のほかの大宰は廃止され、筑紫大宰のみが残されて、以後、大宰府として存続します。天平12(740)年には藤原広嗣の乱が起り、大宰府は一時廃止され鎮西府が置かれますが、天平17(745)年には復活します。大宰府は奈良時代に編纂された『万葉集』には「大君の遠の朝廷」として存在し、官庁としての大宰府を含む都市域は『続日本紀』によれば「天下之一都会」とされ、発掘調査により御笠川北側の四王寺山裾には本史跡を中心とした府庁域(官庁街)が広がり、それを包含する形で約2km四方に及ぶ方形の街区を形成した計画都市としての大宰府条坊が成立したことが分かっています。都市には官人子弟の教育機関(学校院)や天皇にゆかりのある寺院(観世音寺・般若寺)、外交使節を迎え入れた客館(特別史跡大宰府跡)など、宮都と同様の施設が備えられ、東アジアの国際標準の都の仕様で築かれた古代日本を代表する都市の一つであったといえます。奈良時代の大宰府政庁は西海道諸国(九州)の行政府の頂点として機能しただけではなく、我が国の古代外交上不可欠な儀礼の空間として成立していました。発掘調査の成果では、600年代後半の第I期の遺構の上に形成された700年代以降の遺構は、第II期のものとされています。

9世紀には対新羅政策の転換があり、以後、外交使節の来訪は止み、代わって唐商人らがやってくるようになりました。一方、博多湾岸にあった筑紫館は鴻臚館と呼ばれるようになり、唐商人の安置・供給を行うようになりました。本史跡に追加指定された大宰府客館も発掘調査の成果からこの段階まで機能していたことがわかっています。

9世紀には旧来大宰府の持っていた西海道内の郡司の採用に対して詮擬する権限が否定されましたが、西海道諸国に対して影響力が大きく落ちることはありませんでした。9世紀から10世紀にかけて、諸国の国庁が機能しなくなる一方で、その後も大宰府は政庁としての機能を維持し続けました。

10世紀前半に起こった藤原純友の乱により、大宰府でも大きな被害と影響がでました。発掘調査の成果により、第II期政庁の遺構を覆うように政庁内で何箇所も焼土層が確認されましたが、その焼土は純友の乱により焼けた時のものと考えられています。しかし、時期を置かず第II期政庁とほぼ同規模で第III期政庁として建て直されたことが調査成果からわかりました。現在の本史跡の政庁跡は第III期の遺構で表現されています。第III期政庁段階には現地に赴任してきた大宰権帥、あるいは大宰大貳といった大宰府官長と地元有力者との結びつきが強まり、後の府官と呼ばれる階層を生み出し大宰府の管内支配に大いに役立ったと思われます。その権勢は12世紀

前半まで続きます。大宰府官長が、永久5（1117）年に大宰権帥に任じられた源重資^{みなもととしげすけ}を最後に大宰府に赴任をしなくなることや、発掘調査により、12世紀前半には大宰府政庁の施設が維持されていないことがわかっていますので、本史跡での官庁の機能は終焉したといえるでしょう。しかしながら、その後も府官らにより場所を移しながら行政府的な大宰府機構は維持され、鎌倉時代には九州の御家人を統括した鎮西奉行^{ちんぜいぶぎょう}が大宰府の機能を継承しています。

7世紀後半から8世紀末にかけて宮都や地方官衙が次々と場所を変えて変遷していったことに比べて、大宰府が同じ場所で継続して機能し続けたことは極めて珍しいと言えます。また、形骸化しながらも中世以降に至るまで権威・権力の象徴であったことも注目されます。

2）大宰府跡の研究と顕彰^{けんしょう}

本史跡の保護と顕彰は江戸時代に始まります。福岡藩は18世紀後半から都府楼跡（大宰府政庁）の礎石の持ち去りに対して禁令を出し、文政3（1820）年には礎石を改めて調査して記録を残しています。藩の国学者であった伊藤常足^{いとうつねたり}は天保12（1841）年に『太宰管内志』^{だざいかんないし}全82巻を上梓し、歴史的な大宰府の価値を著しました。

近代になると人々の本史跡の保護と顕彰は石碑の形で表現されることとなります。政庁正殿の中央には、御笠郡乙金村^{みかさぐんおとがなむら}の庄屋であった高原善七郎^{たかはらぜんしちろう}が世間の本史跡の忘却を憂いて明治4（1871）年に「都督府古趾碑」^{ととくふこしひ}を建立し、左側の「太宰府址碑」は明治13（1880）年に御笠郡の有志が出資し、福岡県令を務めた有栖川宮熾仁親王^{ありす がわのみやたるひとしんのう きごう}が揮毫するなどして建立され、向かって右側には福岡藩西学問所である甘棠館^{かんとうかん}の学長を務めた亀井南冥^{かめい なんめい}の関係者が「太宰府碑」を大正3（1914）年に建立し、今に至る政庁正殿跡の景観ができました。

大宰府が現在の地で役割を終えて、建物などが遺跡化したのは、発掘調査の成果によりおよそ12世紀前半だったと考えられています。その後、本史跡に触れているのは300年ほど時代が下って文明12（1480）年に筑紫に來訪した連歌師宗祇^{れん が し そう ぎ}です。彼はその著書『筑紫道記』^{つくしみちのき}で、「境内皆秋の野らにて、大きな礎の数を知らず。都府楼の月古へを思ふに、昨日の観音寺の鐘又聞くが如し」と、本史跡のことに触れています。

大宰府についての研究は古くから行われてきましたが、総じて関心の高まりと忘却の繰り返しでした。

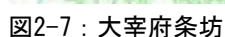
18世紀に入ると大宰府への関心が高まります。亀井南冥による大宰府顕彰^{けんしょう ひ ぶん}碑文も作成されました。福岡藩による地誌作成が始まり、貝原益軒^{かいばらえつけん}による『筑前国続風土記』^{ちくぜんこくぞくふ ど き}（元禄16（1703）年）でも「太宰府旧址」の項目を設けて詳述しています。

20世紀前半頃から後半、大宰府の遺跡に再び光を当てたのは、大正7（1918）年に政庁跡の測量調査を行った池上年^{いけがみね}です。池上は、トランシットやポールを用いて大宰府史跡の正確な測量図を作成しました。その後、九州大学教授であった鏡山猛^{かがみやまたけし}が大宰府政庁跡の遺構配置の復原を行いました。また、鏡山は大宰府周辺の条里の分析や文書での条坊の記載から、大宰府に条坊制が採用されていたことを、本格的な発掘調査が行われる前に推定していました。小田富士雄^{おだ ふじお}は瓦の分析や古代寺院、官衙の研究を進めて考古学研究により大宰府の研究を発展させました。

一方、遺物の面から見ると、大正時代初期からの中山平次郎の活動が注目されます。中山は、本史跡を中心に地表面で採取した瓦を紹介し、それらを研究雑誌で紹介しました。

昭和39（1964）年に刊行がはじまった竹内理三編^{たけうち り ぞう}『大宰府・太宰府天満宮史料』の編集・刊行は大宰府文献研究の基礎となるものです。ほかにも大宰府の歴史を通史的に記述した倉住靖彦^{くらずみやすひこ}や大宰府の成立過程に1つの見通しを立てた八木充^{や ぎ あつる}の研究が挙げられます。

本史跡を含む遺跡としての調査研究の成果や整備方針の策定にあたっては、福岡県が昭和43（1968）年に設置した大宰府史跡調査指導委員会（現大宰府史跡調査研究指導委員会）で各分野の専門家により検討・検証が行われてきました。それとともに昭和48（1973）年に開館した九州歴史資料館が、本史跡の発掘報告書とは別に昭和50（1975）年より「研究論集」を刊行して調査研究の成果を公表し（現在も継続中）、昭和58（1983）年には九州歴史資料館開館十周年記念「大宰府古文化論叢」を刊行して、各分野での専門家による当時の大宰府の学術的な評価を集大成しました。その後、平成30（2018）年に大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会が「大宰府の研究」を刊行し、調査研究の成果を更新しています。



3) 日本遺産認定と「令和」

文化庁は平成27(2015)年4月に、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを、有形・無形の文化財と組み合わせた「日本遺産」制度を立ち上げました。本市では3つの特別史跡を含む構成文化財からなる「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」として単独で認定を受けました。本史跡はその構成文化財として位置付けられ、その後、広域的な観点で捉えなおし、本市及び周辺6市町に対象を広げたシリアル型として令和2(2020)年6月に認定を受けました。本史跡を中心とした研究成果を積極的に観光に資する形で情報発信するという新しいステージを迎える形となりました。その中で令和6(2024)年に文化庁に提出した日本遺産の「地域活性化計画」において、大宰府展示館が周遊拠点として位置付けられ、活用面での重要性が増す形となりました。しかし、令和7(2025)年2月の文化庁の発表により、日本遺産の認定から外れ候補地域に移行しています。

この間に元号が「平成」から「令和」に変わり、「令和」の典拠が『万葉集 巻第五』に収録されている、大宰帥であった大伴旅人が残した「梅花歌卅二首并序」であると知られたことから、俄然大宰府が令和発祥の地として注目されることとなりました。これまでの大宰府に係る万葉研究の成果として知られていた大伴旅人役宅の推定地の一つで、本史跡にある「坂本八幡宮」と至近にある大宰府展示館に、見学者が多く訪れることとなりました。このような流れを受けて、大宰府展示館での展示や史跡解説にあたっては、「万葉」や「西の都」に係る情報を盛り込んだ形に変わることとなりました。このように平成から令和にかけて本史跡を取り巻く社会的な環境が大きく変化したといえます。

4) 文化遺産

本史跡の史跡指定地内において、現在把握されている文化遺産は、本史跡に加え、史跡に纏わる「太宰府址碑」、「太宰府碑」、「史跡大宰府址境（界）碑」等が数多くあります。また、集落の歴史を物語る文化遺産として「庚申塔^{こうしんとう}」、「坂本八幡宮」、「観音堂」、「玉石垣支柱とトウカエデ^{たまいしがき}」、「万葉歌碑」、「旧小字標石」、そして無形の文化遺産として「坂本のダブリュウ」、「坂本地区のほんげんぎょう」、「時の記念日の行事」もあります。

これら多種多様な文化遺産は、本史跡の歴史の重層性を今に伝えています。

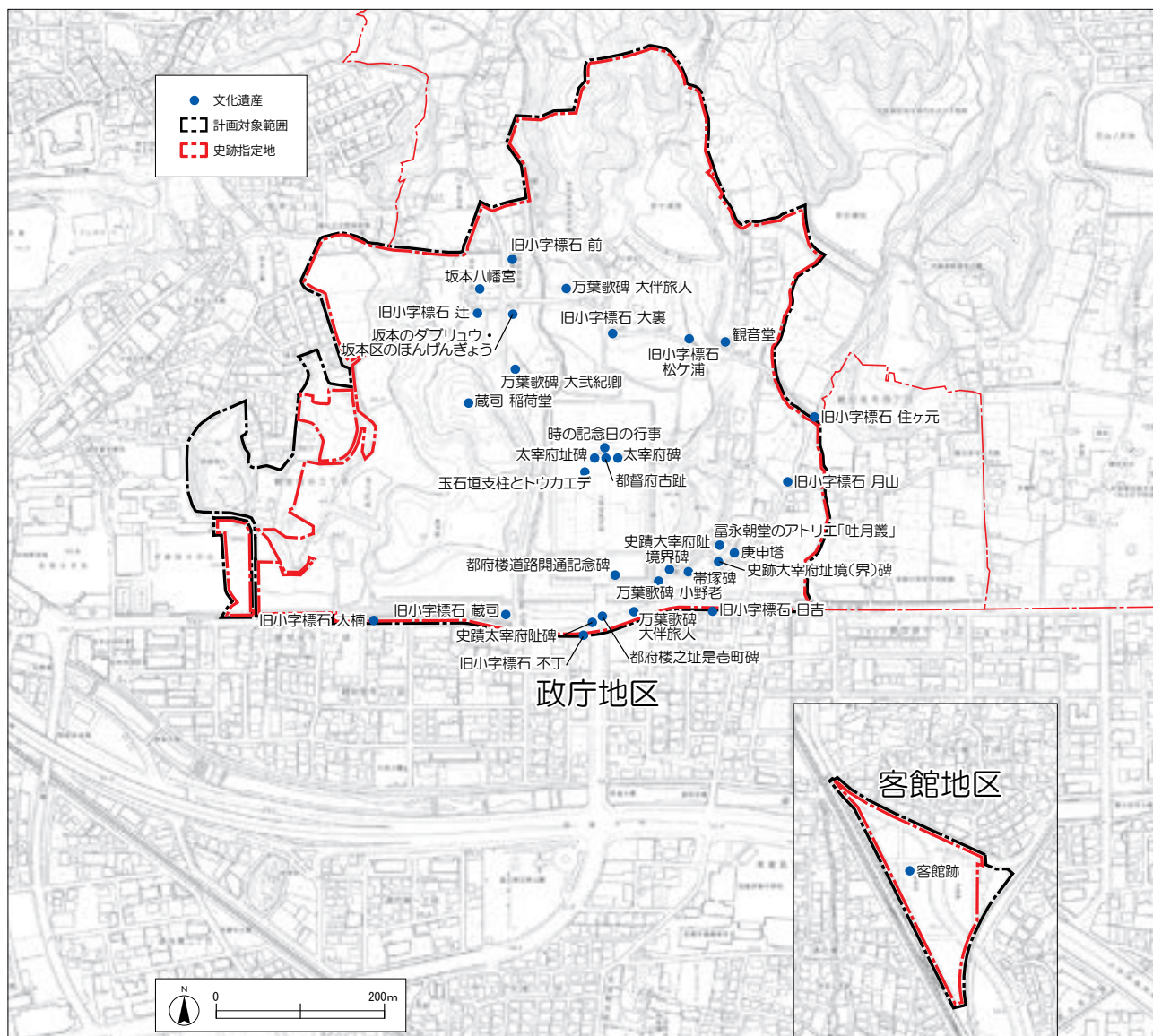


図2-8：史跡指定地内の主な文化遺産／太宰府市教育委員会『太宰府市文化遺産情報1』平成24（2012）年を参考に作図

本市は、公益法人古都大宰府保存協会と連携・協力し、市民有志により結成された「文化遺産調査ボランティア」の活動を支援し、市民が未来に伝えていきたいと思う文化遺産に関する基礎的な情報収集に取り組んできました。市全域では、把握された文化遺産の総数は、約5,000件に及びます。これらはデータベースに入力され、一部は報告書、市ホームページ、市の窓口で公開されています。

※本市では、全国に先駆け、上記の危機感に向き合い、指定や登録された文化財だけでなく、市民や地域等が将来の世代に伝えていきたいモノやコトを「文化遺産」と呼び、未来へつないでいくことを目指して、平成22（2010）年度に『太宰府市歴史文化基本構想』を策定し、「文化遺産からはじまるまちづくり」をテーマに、市民等との連携で、文化遺産を見守り、文化財として保護し、太宰府市民遺産として育成する独自の取組を進めてきました。

5) 風景

政庁地区、なかでも政庁跡は北側に四王寺山、東側に月山、西側に蔵司地区の丘陵に三方が囲まれて、南は広く開けています。平野部よりも標高が高いため、水はけが良い土地だったと考えられます。現在に至るまで大きな地形改変は見られないため、古代の政庁もこのような空間構成だったと推測できます。

政庁が廃絶した12世紀以後、大宰府の遺跡化が各時代の紀行文から確認できます。多くの紀行文の中には、かつてここに大宰府があった歴史に思いを馳せることのできる場所であったことが記されています。

中世の様子については、連歌師宗祇が著した『筑紫道記』の文明12(1480)年の宰府周辺の件に触れており、是斎重鑑著『九州下向記』の慶長3(1598)年の宰府周辺の名所を視察する件にも本史跡のことが記されていました。これらの紀行文には、本史跡には、広大な野中に礎石が点在し、名のある山並みが見渡せ、観世音寺の鐘の音が聞こえる様が描かれています。

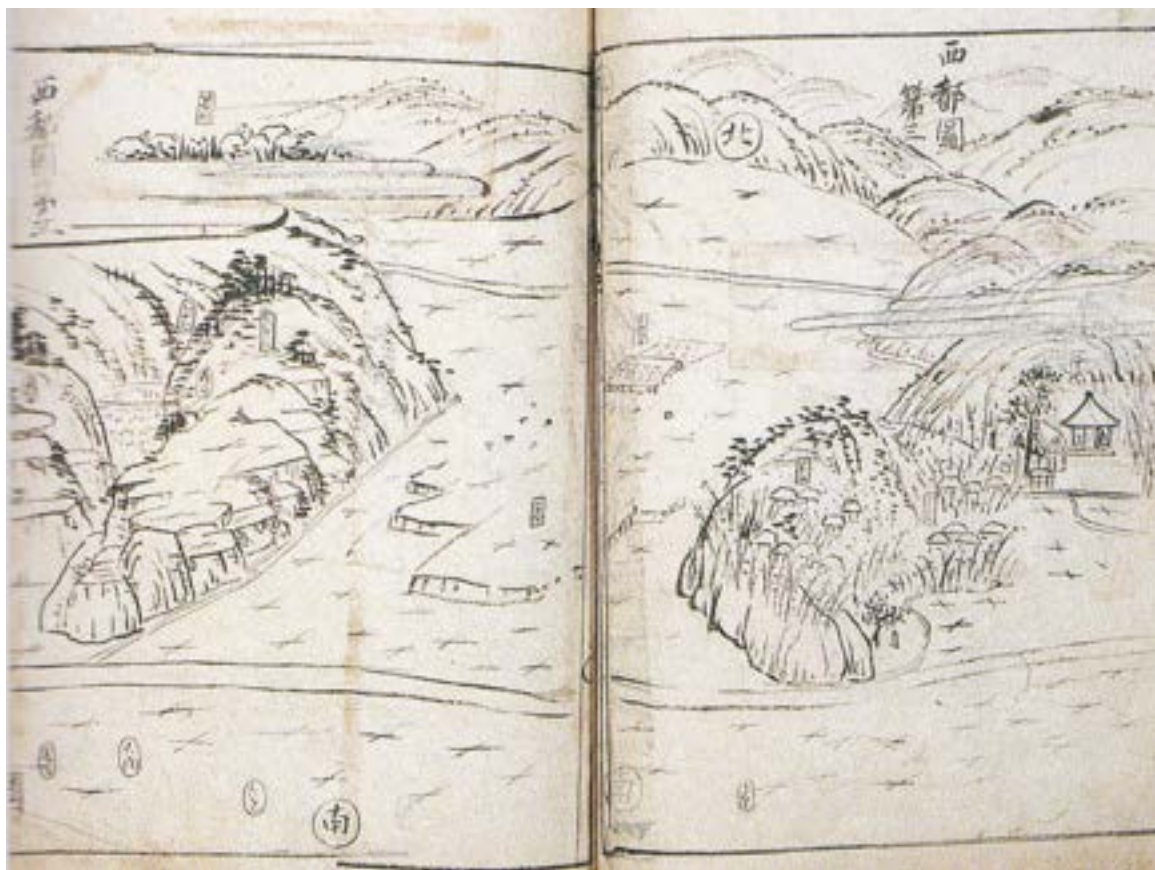


図2-9：『筑前名所図会』西都図第三都府楼跡 月山 蔵司 福岡市博物館蔵

近世の紀行文には多くの人に政庁跡が名所として認識され始め、来訪の記念に散在する古瓦を持ち帰るなどの慣習があったこと等が記されています。また紀行文には政庁跡の挿図として、田圃の中に礎石が残る様が描かれています。

図2-9の奥村玉蘭おくむらぎょくらんによる『筑前名所図会』では、都府楼跡として、月山、蔵司も描かれています。近代の様子は絵葉書からうかがい知ることができます。図2-10では、正殿の東側に田畑が残っており、図2-11の絵葉書には、政庁跡の奥に日菅寺の御堂が見え、本史跡が人々暮らしの身近な存在であり、人と遺跡が共存してきた歴史を今に伝えています。



図2-10：絵葉書 都府楼の跡 個人蔵



図2-11：絵葉書 都府楼 個人蔵

右上のキャプションに「陽は和やかに. 薫風静かに流れる追憶の地. 都府楼跡。」とあります。

戦後、昭和25（1950）年には、水城村が国に対して、3ヶ年にわたり当時の政庁跡の史跡整備のための補助金を申請しています。この時に既に地元として本史跡の景観を良くしていこうとする強い意識があったことがわかります。

昭和40年代から開始された史跡整備では、正殿跡からの寺院の移転、田畑の公有化、道路の付け替え、周辺宅地をなるべく見せないように遮蔽するための植栽の推進等を進めるなど、史跡として一体感がある景観の創出を目的として事業が進められました。それらの整備により従前の人と遺跡の共存を想起させる雰囲気は政庁跡では少なくなりましたが、それを取り巻くバッファゾーンにおいては、人と遺跡の共存が続く空間として推移して来ました。

現在、本史跡の政庁跡に立つと、周辺の山々の緑豊かさや、三方を囲まれているため騒音も少ないことなどに気づきます。政庁跡を訪れる人に聞くと、「政庁跡はとても落ち着く空間です」と言われます。景観に加えて、立地、地形、自然、歴史など多くの要素を内包して、風景が成り立っていることがわかります。これらの史跡整備地の環境を保つために活躍しているのは、保存協会と地域の人々で、草取りや草刈り等によって、本史跡の風景が保たれています。こうした人々の活躍によって、散歩や休息を楽しむ人々の姿が古代大宰府の風景に溶け込み、本史跡の心地よい空間の創出に繋がっています。



写2-2：政庁跡からの風景（四王寺山を望む）



写2-3：政庁跡からの風景（^{きざん}基山と天拝山を望む）

(3) 社会環境

1) 土地利用

政庁地区は、政庁跡を中心に積極的な整備が行われ、広く一般公開されています。地区内には私有地も残されており、史跡整備地と住宅、農地、山林、社寺等が相まって、多様な土地利用で構成される史跡となっています。

●史跡整備地（復元整備箇所、緑地・広場等）

政庁地区の史跡整備地は、大きく復元整備箇所とその周辺の緑地や広場等に分けられます。

復元整備箇所は、大きく政庁跡、蔵司地区（蔵司前面官衙跡）、月山東地区に分けられます。政庁跡は遺構の平面復元が施され、一般公開されています。緑地・広場等は、政庁跡周辺に配置され、便益施設が配置されるほか、緩衝地帯としての役割を担っています。史跡指定地を巡る人々が四季の変化を楽しめるように、後述する保存協会のボランティア「ゆづるはの会」により万葉植栽として菖蒲等が植えられています。

公有化が進められる中、公有地の未整備箇所が増えています。

●山林

山林は、政庁地区にのみ残されています。スギ・ヒノキの2次林で木材等生産機能は求められない区域です。政庁跡の東側に月山、西側に蔵司、北側には四王寺山から連なる山林が控え、政庁跡を包むように山林が展開し、緑の環境を形づくっています。なお、『太宰府市森林整備計画』では、保健文化機能維持増進森林とされています。

●住宅

政庁地区において、住宅が比較的多いのは月山の東側一帯であり、次いで多いのは坂本八幡宮周辺です。加えて、史跡指定地外の保護を要する範囲にも住宅が点在しています。

●農地

農地は、政庁地区にのみ残されており小規模ながら営農が続けられています。政庁地区で現状行われている営農活動は地下の遺構に影響を及ぼさないため、遺跡の保存に問題はありません。逆に営農活動の継続が史跡指定地の景観を維持保全する上で有効です。政庁跡で昭和40年代の史跡整備の際に放たれたホタルの生息も確認されており、良好な環境が維持されています。

●社寺

政庁地区に位置する社寺は、蔵司の北に坂本八幡宮、政庁跡の北に日菅寺と月山の東に仏心寺があります。坂本八幡宮は約450年前から坂本の氏神として鎮座しています。

日菅寺は江戸時代後期に開山した寺であり、「都府楼古蹟の保存・復元への願いと、四王寺山で繰り広げられた合戦の鎮魂のために建てられた」とされています。元々日菅寺は現在の政庁跡正殿の西側にあったものを、現在地に移設しています。仏心寺は、僧であり俳人でもあった河野静雲（^{うん}明治20（1887）年～昭和49（1974）年）開山の寺です。

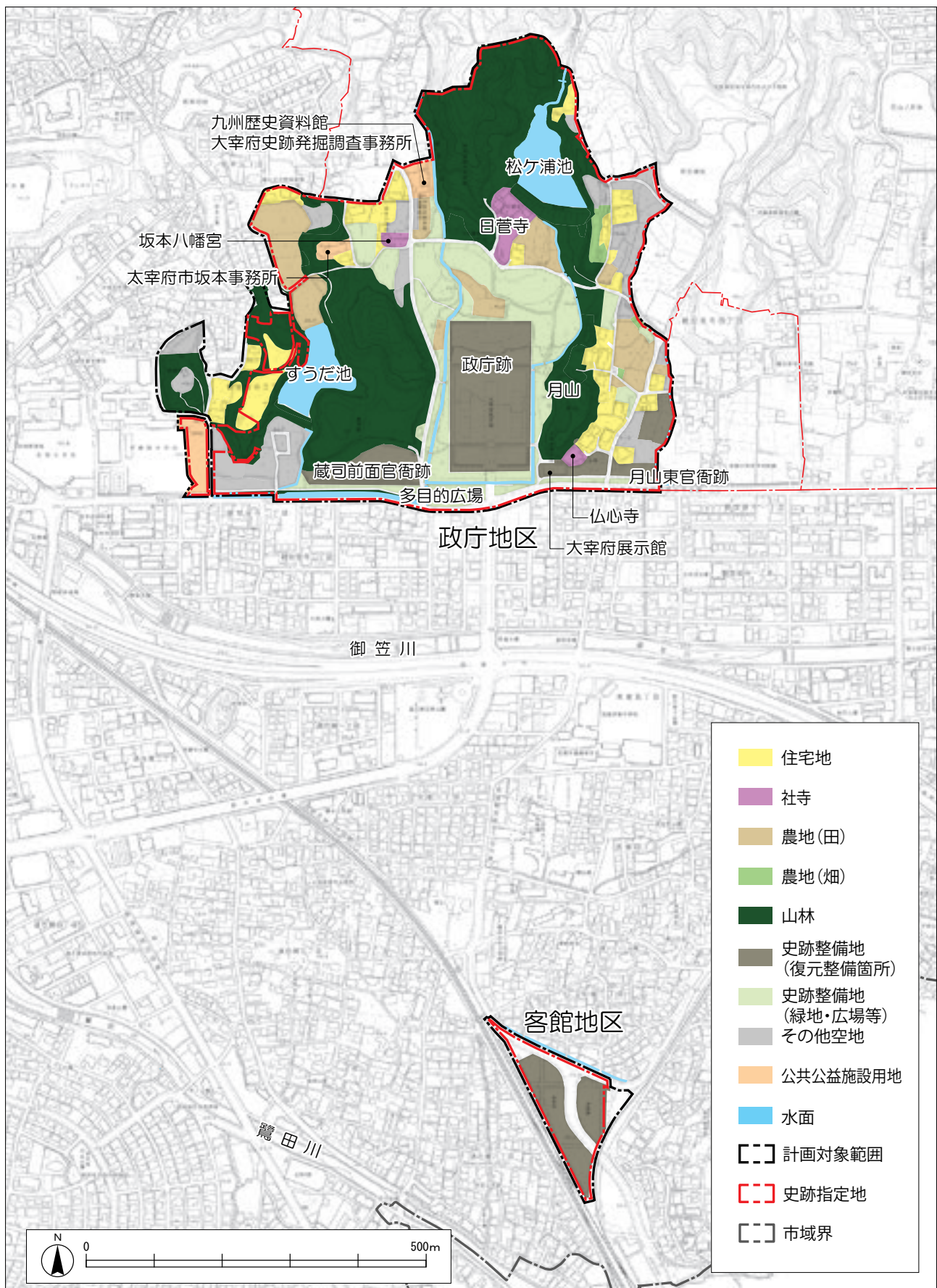


図2-12：土地利用区分／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

2) 建物現況

政庁地区に位置する建物は、住宅、社寺、史跡に関連する施設等に分けられます。

住宅は、多くが1、2階建ての戸建て住宅です。比較的広い敷地に主屋と付属屋を構える住宅も多く見られます。太宰府市民遺産に認定された芸術家富永朝堂とみながちやうどうのアトリエ「吐月叢」とげつそうをはじめ築50年を超える伝統家屋も存在します。

社寺は、坂本八幡宮の本殿と拝殿、日菅寺や仏心寺の本堂と庫裏くら等です。

史跡に関連する主な施設等としては、大宰府展示館、九州歴史資料館大宰府史跡発掘調査事務所、太宰府市坂本事務所が挙げられます。このほかに点在する小さな建物は主に四阿や公衆トイレです。主要地方道筑紫野太宰府線沿いにはバス停「大宰府政庁跡」が設けられ、本史跡を訪れた人々の起点となっています。

客館地区に位置する建物は、業務施設、史跡に関連する施設等に分けられます。

業務施設は、西日本鉄道株式会社（西鉄）保線課二日市詰所です。

史跡に関連する施設等は、展望所を備えた便益施設です。1階はトイレ、防災倉庫です。客館跡側の壁面には客館跡に関する解説文やイラストが記されています。

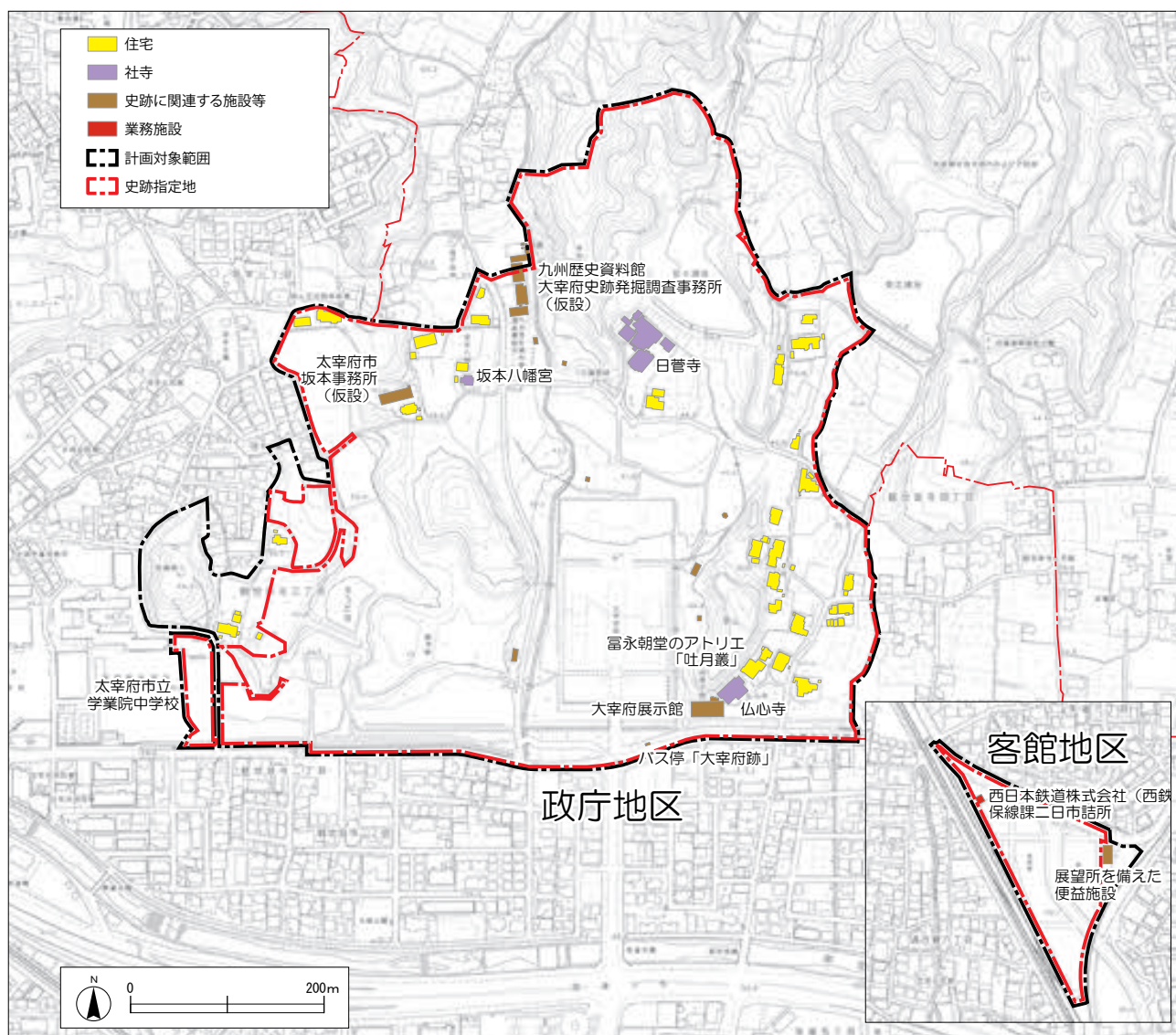


図2-13：建物現況／市資料

3) 行政区

政庁地区に暮らす住民は、行政区の坂本と観世音寺に属しています。人々は、各行政区の清掃活動等に参加しており、こうした活動は史跡指定地の維持管理にも貢献しています。また、住民の中には作業員や見廻り監視員として史跡指定地の維持管理を担う方も存在します。

一方、客館地区は更地のため市民の居住はありません。芝原の行政区に属しています。

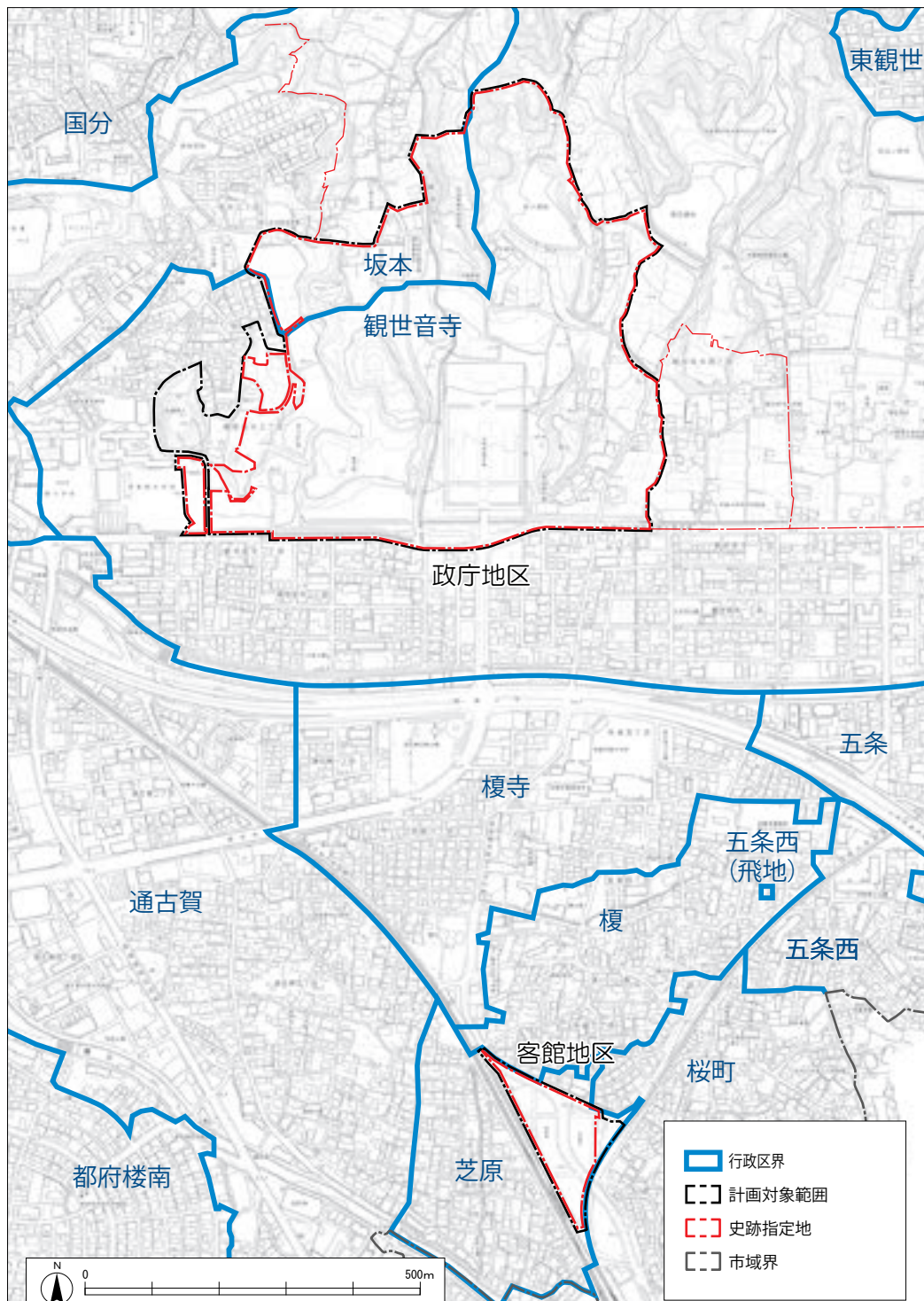


図2-14：行政区／市資料

本市は、令和4年度、坂本と観世音寺の行政区の皆さんを対象としてヒアリングを行っています。以下、その概要です。

＜調査の概要＞

場所：坂本公民館、観世音寺公民館。

日時：それぞれ12月24日（土）、3月25日（土）。

＜主な意見＞

●大宰府跡の歴史的景観・環境の保全・継承について

- ・蔵司側の樹木はいくつか伐採されて綺麗になっている。月山も山のラインが見えるように間伐した方がいい。
- ・政庁跡入口の池の水が、7～9月にかけて臭う。水草で覆われ、水面も見えない。
- ・約40年前に植えた樹木が繁茂し、見通しが悪いところもある。木の根が舗装を凸凹させる要因にもなっている。

●大宰府跡の活用について

- ・史跡と住民、観光客の良好な関係が必要。ランドデザインを描く時には、市民が喜び、観光客も来てくれるウィンウィンな計画づくりをして欲しい。
- ・史跡指定地内を散策する人がゆっくり歩ける環境ができるとよい。歴史の散歩道が来訪者の主要な回遊動線になればいいと思っている。
- ・史跡指定地内の通学路をはっきり示してほしい。
- ・多目的広場に車が集中している。史跡の活用を推進すると、ますます問題になると思う。
- ・政庁通りの渋滞が目立つ。住民のことも考えた整備を進めて欲しい。
- ・点的な整備ではなく、政庁跡、客館跡、太宰府天満宮等をつなぐ線的な考え方が必要と思う。歴史の散歩道等、周辺を含めた回遊ルートを一連で考えていくべき。
- ・フードトラックの社会実験等行われているが、人が増えると、ゴミの対応を考えるべき。
- ・古いトイレは、ユニバーサル対応のものに変更すべき。
- ・南門だけでも復元できれば雰囲気が変わると思う。ランドマークも必要と思う。

●その他

- ・イノシシが昼にも出てくるようになっている。対策に取り組んで欲しい。
- ・説明の機会を作ってもらえたのはありがたいと思っている。工事に入るときにも説明会をして欲しい。
- ・環境保全のためにはコミュニティが重要。地域を盛り上げるような支援を充実して欲しい。
- ・各種市民団体、庁内連携、文化スポーツ振興財団との連携にも取り組んで欲しい。
- ・教育委員会と連携し、小学生や中学生の郷土教育を充実させてほしい。

4) 交通

本史跡を訪れる人々の身近な公共交通手段となるのが、電車、公共バス、タクシーです。

政庁地区と客館地区の史跡指定地内には、ともに道路が通り、自動車や歩行者の回遊動線としての役割を担っています。

●鉄道

政庁地区と客館地区の最寄り駅は、西鉄天神大牟田線の都府楼前駅（政庁地区から徒歩12分、客館地区から徒歩16分）と西鉄二日市駅（政庁地区から徒歩23分、客館地区から徒歩4分）、JR鹿児島本線の都府楼南駅（政庁地区から徒歩28分、客館地区から徒歩18分）と二日市駅（政庁地区から徒歩35分、客館地区から徒歩18分）です。

●公共バス

主要地方道筑紫野太宰府線（通称：政庁通り）にバス停「大宰府政庁跡」があります。バス停には市内各所を巡る太宰府市コミュニティバス「まほろば号」、福岡市内の主要箇所と本市とを結ぶ西鉄ライナーバス「旅人」が停車します。

●道路

政庁地区には、市道が整備され、一部が歴史の散歩道に位置付けられています。

多目的広場に入る市道216／蔵司1号線から北に延伸する政庁跡の西側を通る道は、昭和42（1967）年の史跡整備で設置した園路であり、道路法に基づくものではありません。政庁跡北側を東西に横断する市道638／坂本・前線、213／月山・大裏線、215／観世音寺本線は平成7（1995）年に市が整備した太宰府天満宮から水城跡に連なる「歴史の散歩道」の一部に位置付けられています。

客館地区に係る道路は、県道観世音寺二日市線と一級市道1572／御垣野・隈野線の共用箇所です。政庁地区と客館地区を結ぶ主要な道路として、現在県による整備が進展中です。この路線は歴まち事業でも整備を推進しており、新たな観光ルートの開発等に期待が寄せられています。

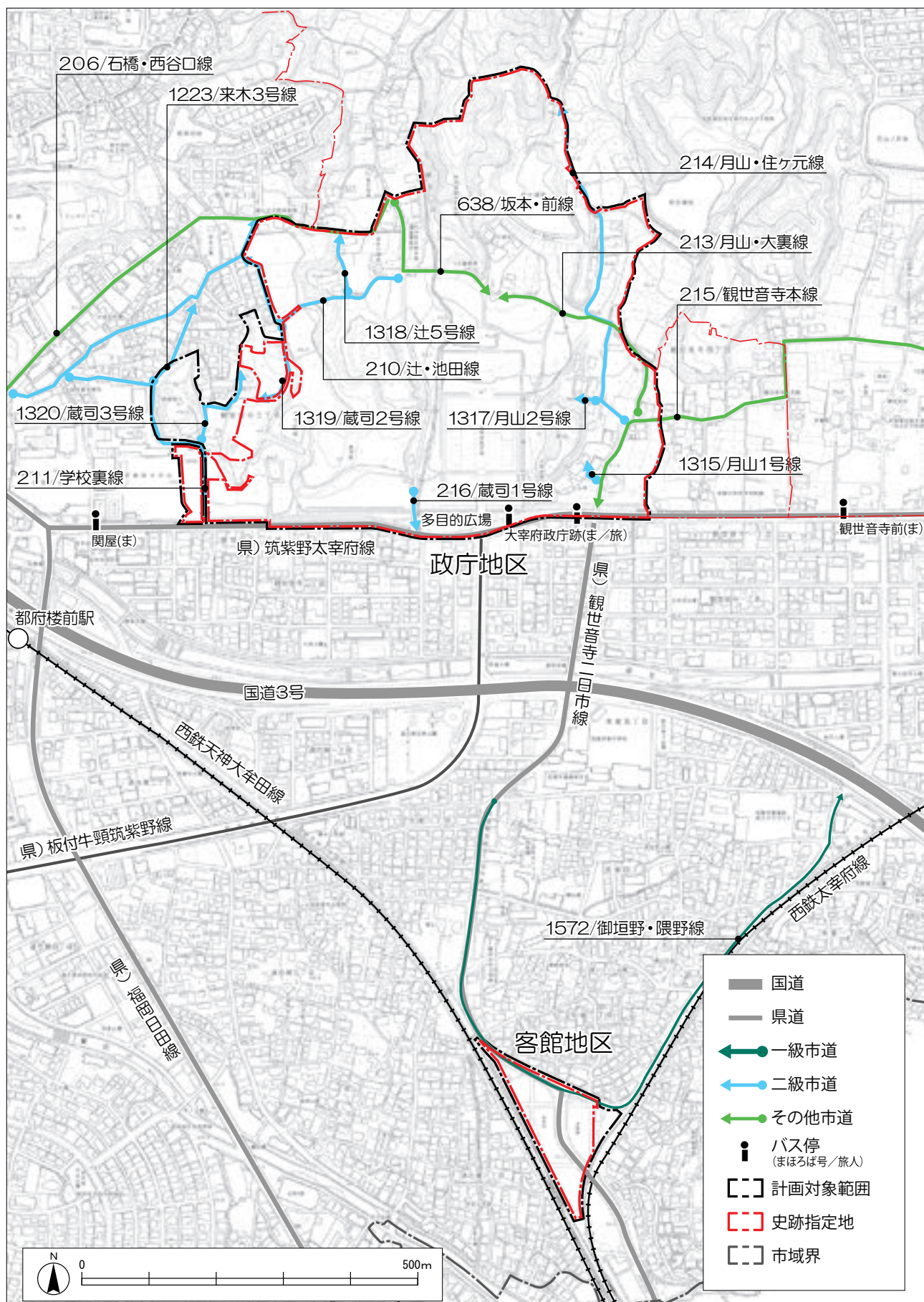


図2-15：交通／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

5) 歩行者

本市は、令和4年（2022）度、政庁跡や客館跡とその周辺の歩行者交通量の調査を行いました。

<調査の概要>

調査箇所：政庁跡への出入口8カ所（E1～E8）、政庁跡周辺の道路・園路3カ所（D1～D3）
客館跡1カ所。

調査手法：調査箇所に調査員を配置し、移動する歩行者の数を1時間ごとに記録。

調査日時：8月28日（日）、10月16日（日）、1月22日（日）、3月11日（土）9時～17時。

※1月22日は雨天により14時に中断

<結果の概要> ※図は、歩行者が最も少なかった8月と最も多かった3月の状況

- 気候が良く、天気の良い日に、歩行者が増加し、回遊性も高まる傾向が見られた。
- 政庁跡正面の出入が最も多く、次いで政庁跡と大宰府展示館を結ぶ動線の出入が多い。
- 政庁跡の東側や北側からの出入も比較的多い。政庁跡周辺の回遊性も高い。
- 政庁跡北側からの出入は、草刈りの状況に応じて、増減が見られる。
- 月山東官衙跡や蔵司跡に向かう人は、気候が良い時期であれば増加する。

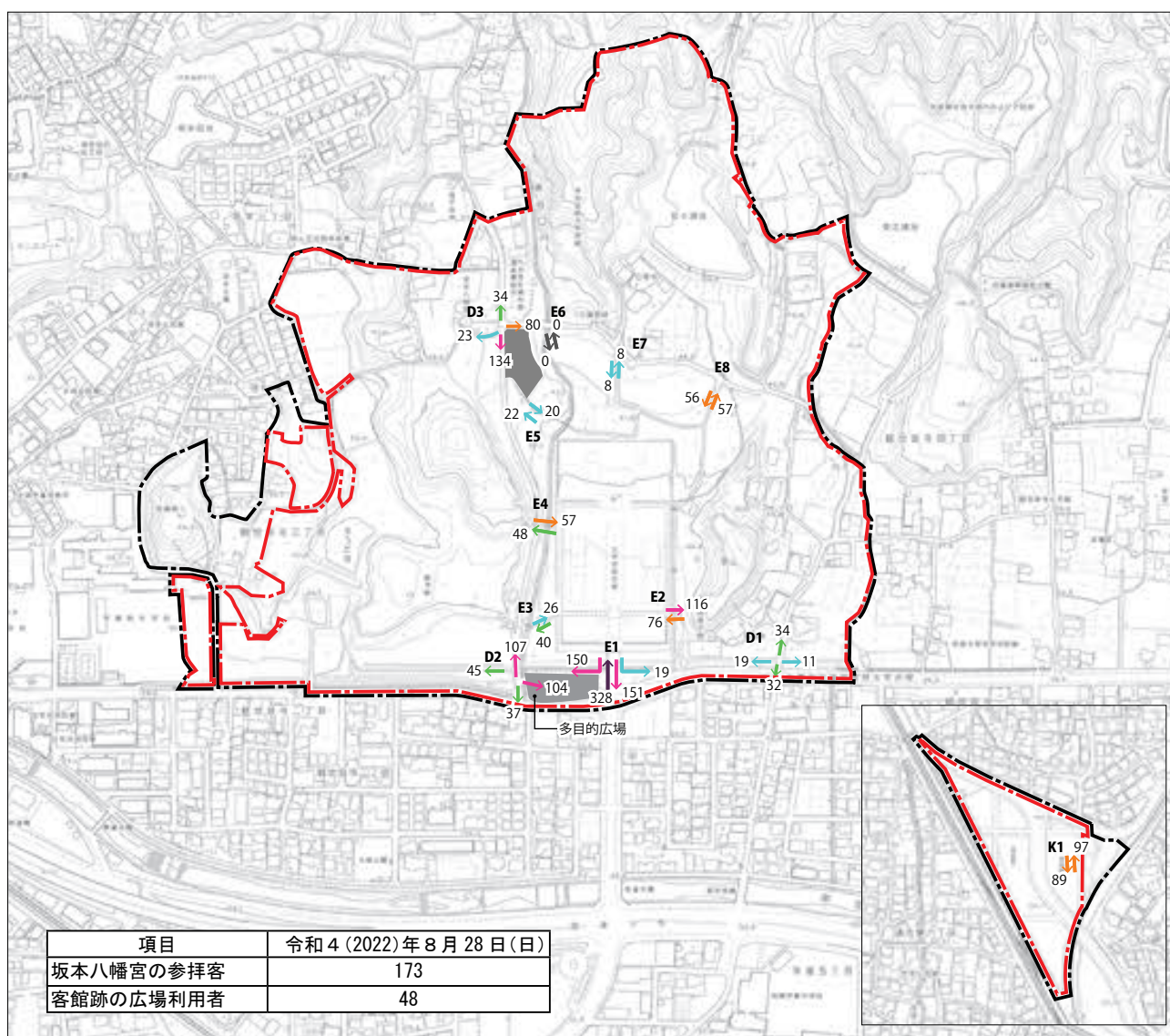


図2-16：歩行者交通量（令和4（2022）年8月）

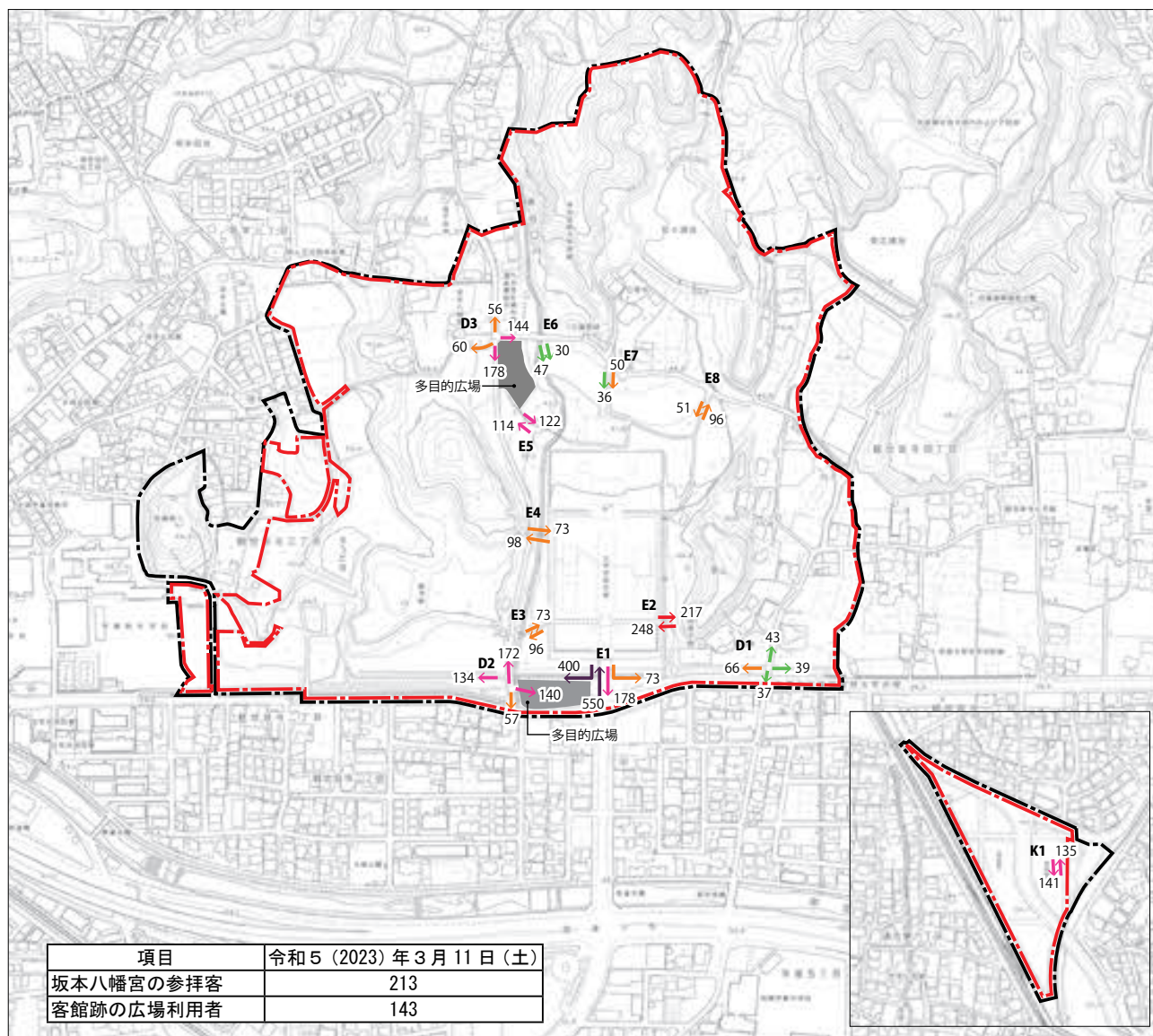


図2-17：歩行者交通量（令和5（2023）年3月）

6）法規制状況

●文化財保護法

本史跡は文化財保護法により特別史跡に指定され、政庁跡の北側から東側にかけては観世音寺境内及び子院跡、大宰府学校院跡の史跡指定地に接しています。そして、史跡指定地外の広い範囲は、周知の埋蔵文化財包蔵地です。本市では市内全域を周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱っています。

史跡指定地では、現状を変更する行為を行う場合は現状変更申請を行い許可を得なければなりません。例えば、史跡指定地内で工事等を行う場合は、事前に現状変更許可申請書の提出が必要です。

周知の埋蔵文化財包蔵地では、工事等を行う場合、事前協議が必要です。工事の内容により確認調査や発掘調査が必要となる場合があります。また、市との協議や県への届出・通知が求められ、埋蔵文化財への影響の有無により発掘調査や立会調査の対応、慎重工事の実施が必要となります。

また、本史跡の周辺には、古代から中世に大宰府政庁を核として整備された都市である大宰府

条坊跡が広がり、地下に多くの遺構が残っています。大宰府条坊跡の範囲内において本史跡と密接な関係があると判断される遺構が確認された場合は、状況に応じ保存についての協議や追加指定についての協議が必要となる場合があります。

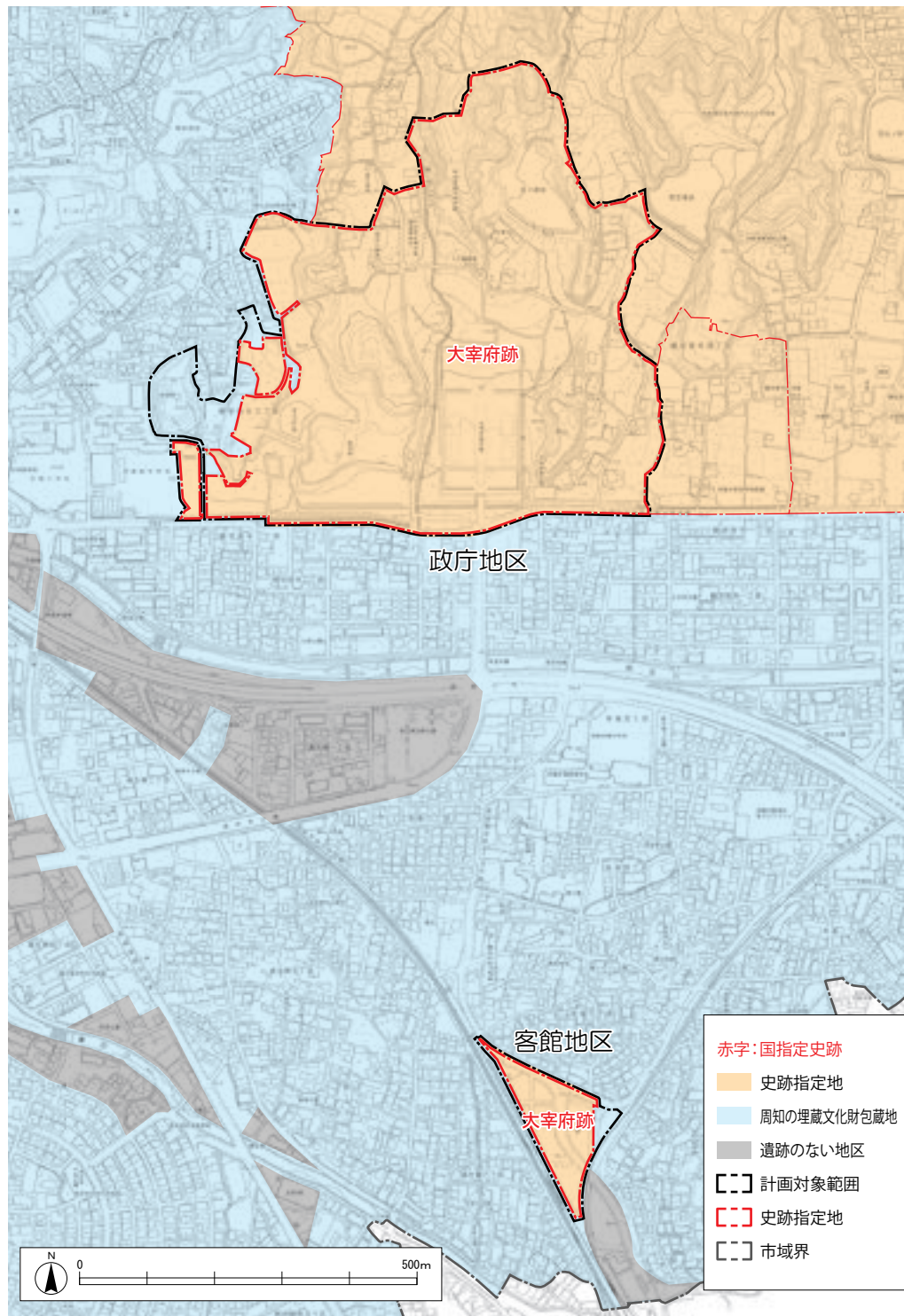


図2-18：指定史跡と周知の埋蔵文化財包蔵地／埋蔵文化財区分地図 一部加筆

●景観法

本市は、平成22（2010）年度に総合的な景観施策を定めた『景観まちづくり計画』と景観法に基づく『景観計画』を策定、平成23（2011）年4月1日には「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を施行しました。全市的な景観形成とともに、景観上重要で、積極的に良好な町並みの保全・創出を図る地区に対しては、景観育成地区を設定し、景観誘導を図っています。

<景観計画区域>

政庁地区は景観計画区域の「山並み共生区域」と「遺跡共生区域」、客館地区は「平坦市街地区域」内に位置しています。それぞれ景観形成の方針、景観形成基準、届出対象行為の設定等行っています。

「山並み共生区域」は、農業等の生産環境が緑を保全・創出・再生することによって、四王寺山等の山並みと生業が溶け合うような景観形成を目指しています。

「遺跡共生区域」は、集落や住宅団地等が低層で緑豊かな環境を保全・形成することによって、本史跡等の遺跡と一体化した景観形成を目指しています。

「平坦市街地区域」は、条坊の地割等を受け継いだ秩序ある市街地の区域であり、歴史や文化を感じることで秩序ある市街地景観の形成を目指しています。

<景観育成地区>

政庁地区が「人と遺跡の共存史地区」と「天満宮と宰府宿地区（政庁通りゾーン）」内に位置しています。それぞれ景観育成の方針、景観育成基準、届出対象行為の設定を行い、上記景観計画区域への上乗せの景観誘導に取り組んでいます。

「人と遺跡の共存史地区」は、山並みと農村集落、住宅団地等の調和を育成することによって、人と遺跡が共に歩んできた歴史の重層を物語る景観育成を目指しています。

「天満宮と宰府宿地区」は、さいふまいの道筋であった政庁通りをはじめとする旧道を中心に、それぞれの歴史と伝統を尊重した景観育成を目指しています。

<景観重要道路・景観重要河川>

本市は、景観計画に基づき、市内における道路・河川の中から主要なものを景観重要公共施設に位置付けています。

本史跡の周辺に位置する景観重要道路は、政庁通り、朱雀大通り、国道3号、どんかん道、県道581号、県道112号です。

また、本史跡の南を東西に流れる御笠川が景観重要河川に位置付けられています。

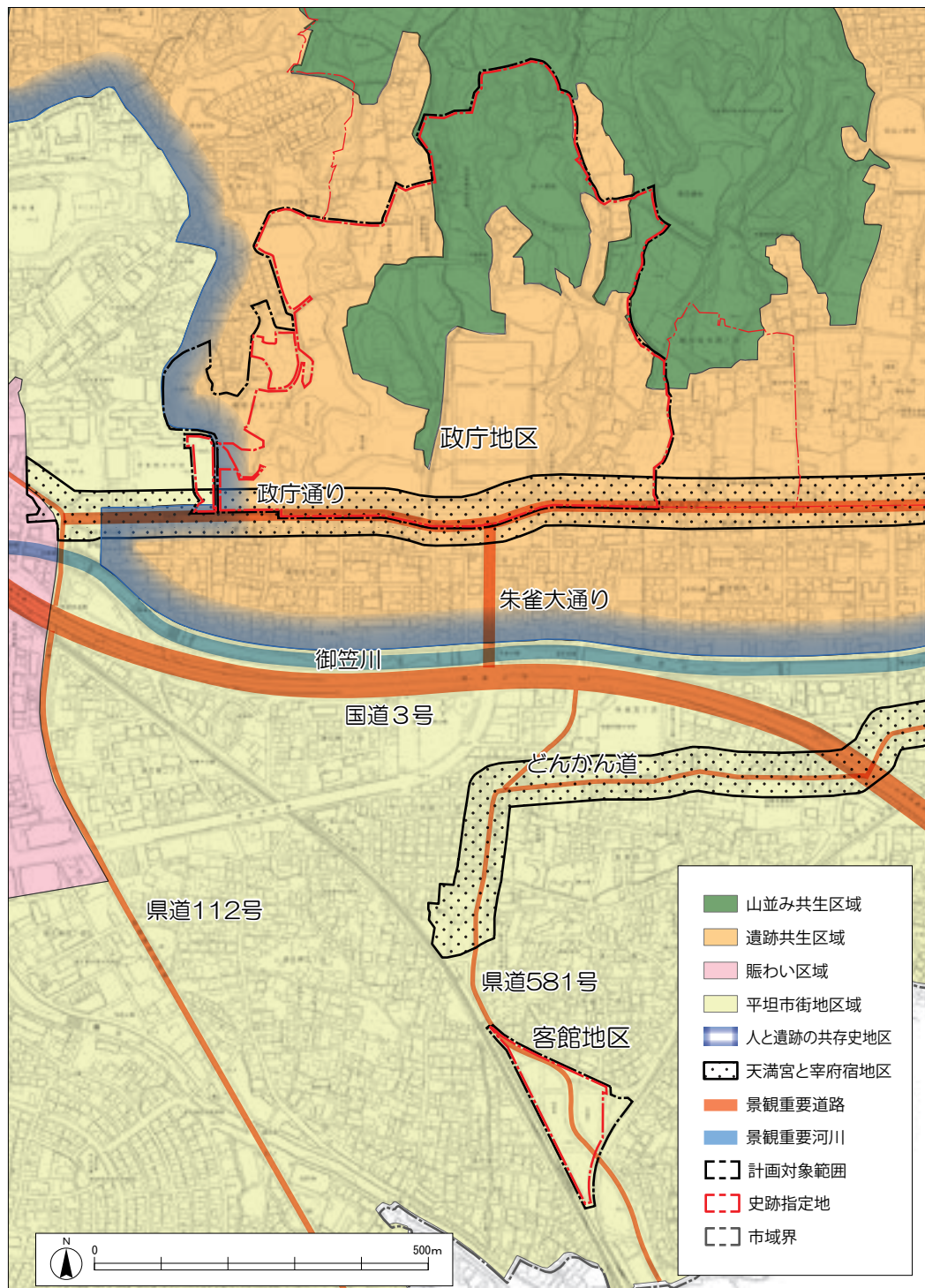


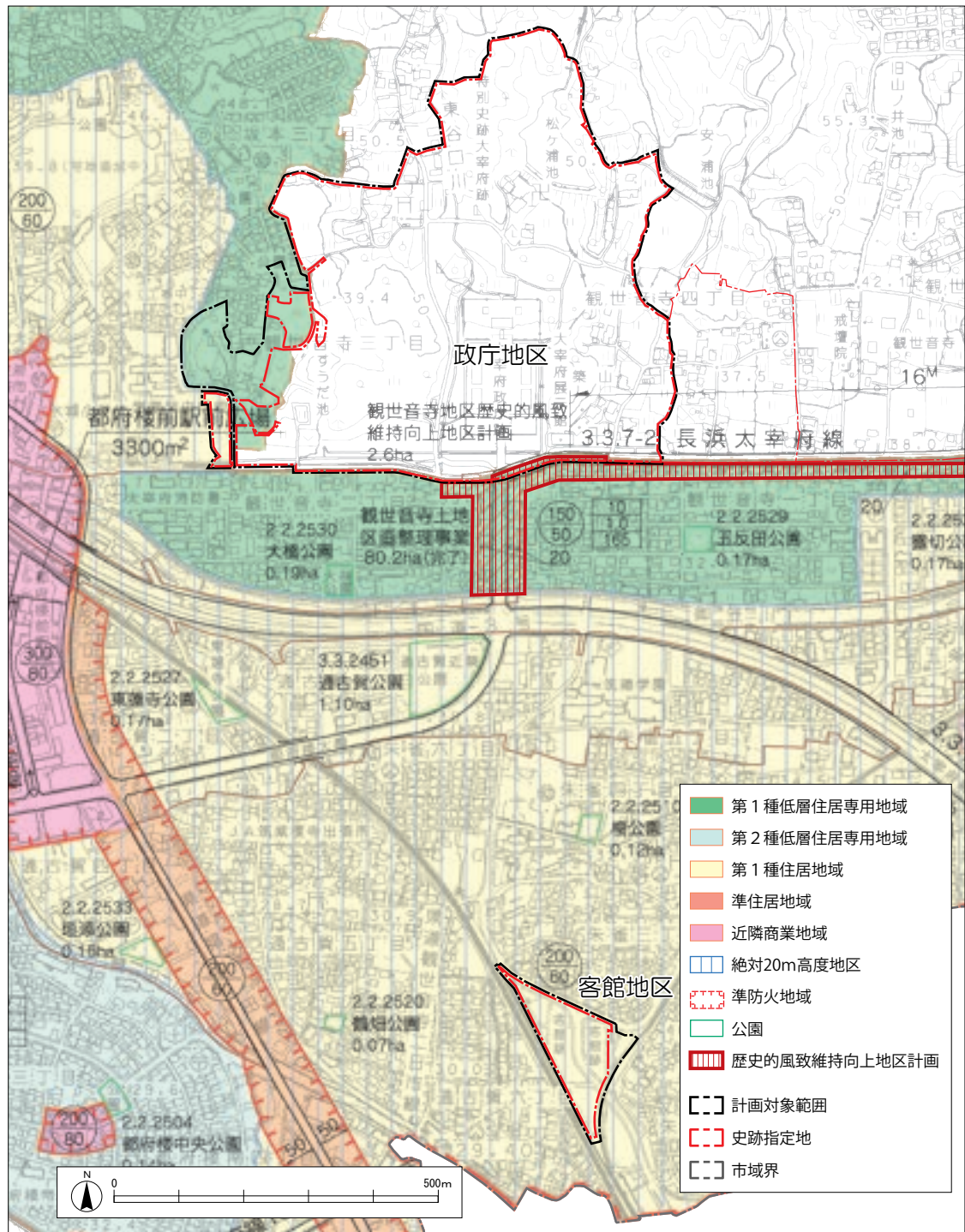
図2-19：景観計画区域、景観育成地区、景観重要公共施設／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

●都市計画法

市域約2,960haのうち、約76%に当たる約2,253haが都市計画区域です。区域区分により約1,182haを市街化区域、1,071haを市街化調整区域として土地利用の規制誘導を図っています。

政庁地区は、史跡指定地の殆どと北側と東側が市街化調整区域、南側は建築物の高さ制限10mの第一種低層住居専用地域、西側は建築物の高さ制限10mの第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域が存在しますが、第一種住居地域は大宰府市学業院中学校の校庭の一部であり、建築物の高さ制限20mの規制誘導も図られています。

また、平成28(2016)年には、大宰府政庁跡周辺へ「さいふまいり」の道筋にふさわしい専門店舗を立地させ回遊性を高めようと、主要地方道筑紫野太宰府線（通称：政庁通り）沿道南側について、全国で初めて「歴史的風致維持向上地区計画」（通称：歴まち地区計画）を都市計画決定し、「福岡広域都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例」に基づき、建築物等の用途の緩和、建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限を図っています。



●自然公園法

市内北部の宝満山一帯と四王寺山一帯が「太宰府県立自然公園」の指定を受けています。

太宰府県立自然公園は、福岡県を代表する自然の風景地として、県知事の指定によるものです。宝満山（標高829m）及び三郡山系を含む地域であり、各地に城跡、神社仏閣、霊場などが点在し、歴史の香りが色濃く残る自然公園として、昭和25（1950）年5月13日に指定されました。その範囲は本市と飯塚市・宮若市・大野城市・筑紫野市・久山町・宇美町・篠栗町・須恵町、総面積は16,568haに及びます。

政庁地区は、史跡指定地の殆どが自然公園普通地域に指定されています。自然公園法に基づき「工作物の新築、改築、増築」「鉱物や土石の採取」「河川、湖沼の水位・水量の増減」「広告物の設置・表示」「水面の埋立等」「土地の形状変更」の各種行為を行う場合には事前の届出が必要です。

なお、客館地区は、自然公園法の規制は適用されていません。

表2-2：太宰府県立自然公園区域（普通地域）の概要

地域区分	説明	行為規制の概要
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域（海面を含む）。	事前届出制

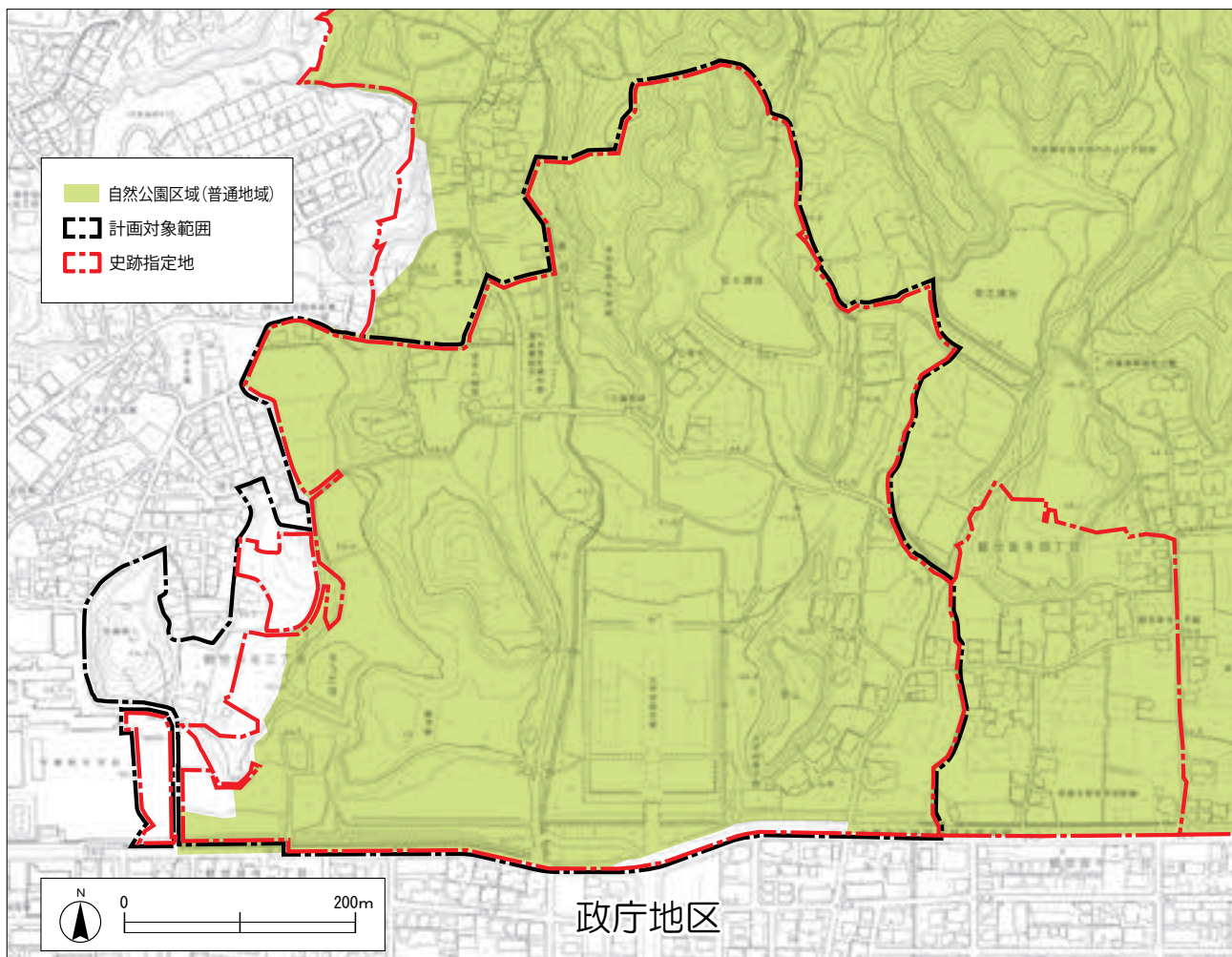


図2-21：太宰府県立自然公園区域（普通地域）／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

●森林法

政庁地区には、森林法に基づく保安林と地域森林計画の民有林が存在します。

保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。これら森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。政庁地区北側の一部が保安林に指定されています。

地域森林計画に定められる民有林は、その伐採面積に応じて、隣地開発の許可申請、事前相談、届出書の提出が必要となります。月山、松ヶ浦池とすうだ池周辺がその対象となっています。

なお、客館地区は、森林法の規制は適用されていません。

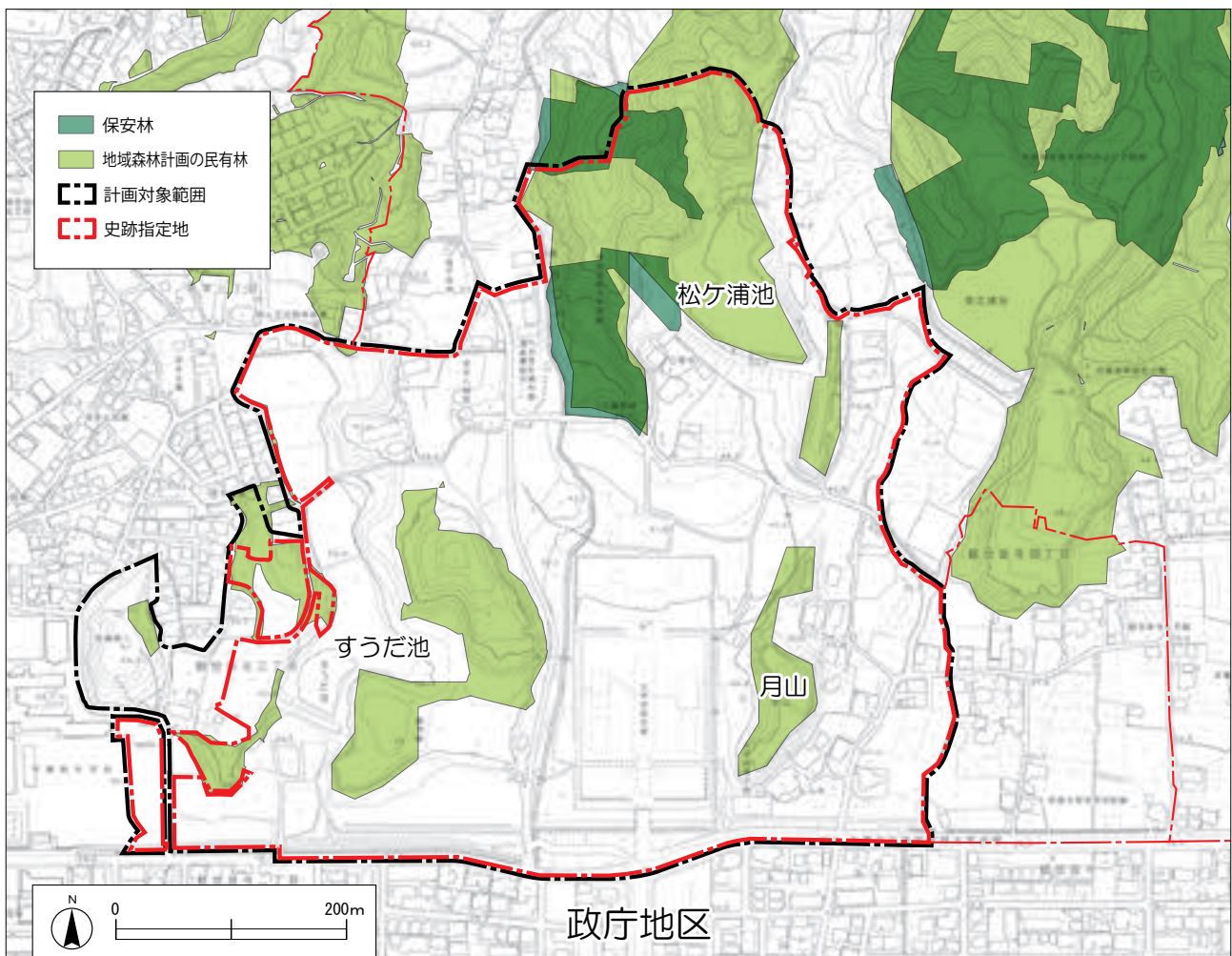


図2-22：保安林と地域森林計画の民有林／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

●土砂災害防止法

政庁地区の月山と松ヶ浦池東側が、急傾斜地の崩壊の特別警戒区域と警戒区域に、そして太宰府市立学業院中学校の北側の一部が警戒区域に指定されています。月山東の住宅がこの特別警戒区域に含まれており、一部で蛇籠^{じゃかご}による土留めが行われています。また、土石流については、松ヶ浦池の北側、坂本の集落一帯が警戒区域に指定されています。

令和5（2023）年には集中豪雨の影響で月山東地区の斜面地で崩落が発生しました。令和6（2024）年度には災害復旧事業によって法面の補修を行っています。

なお、客館地区は、上記警戒区域等には含まれていません。

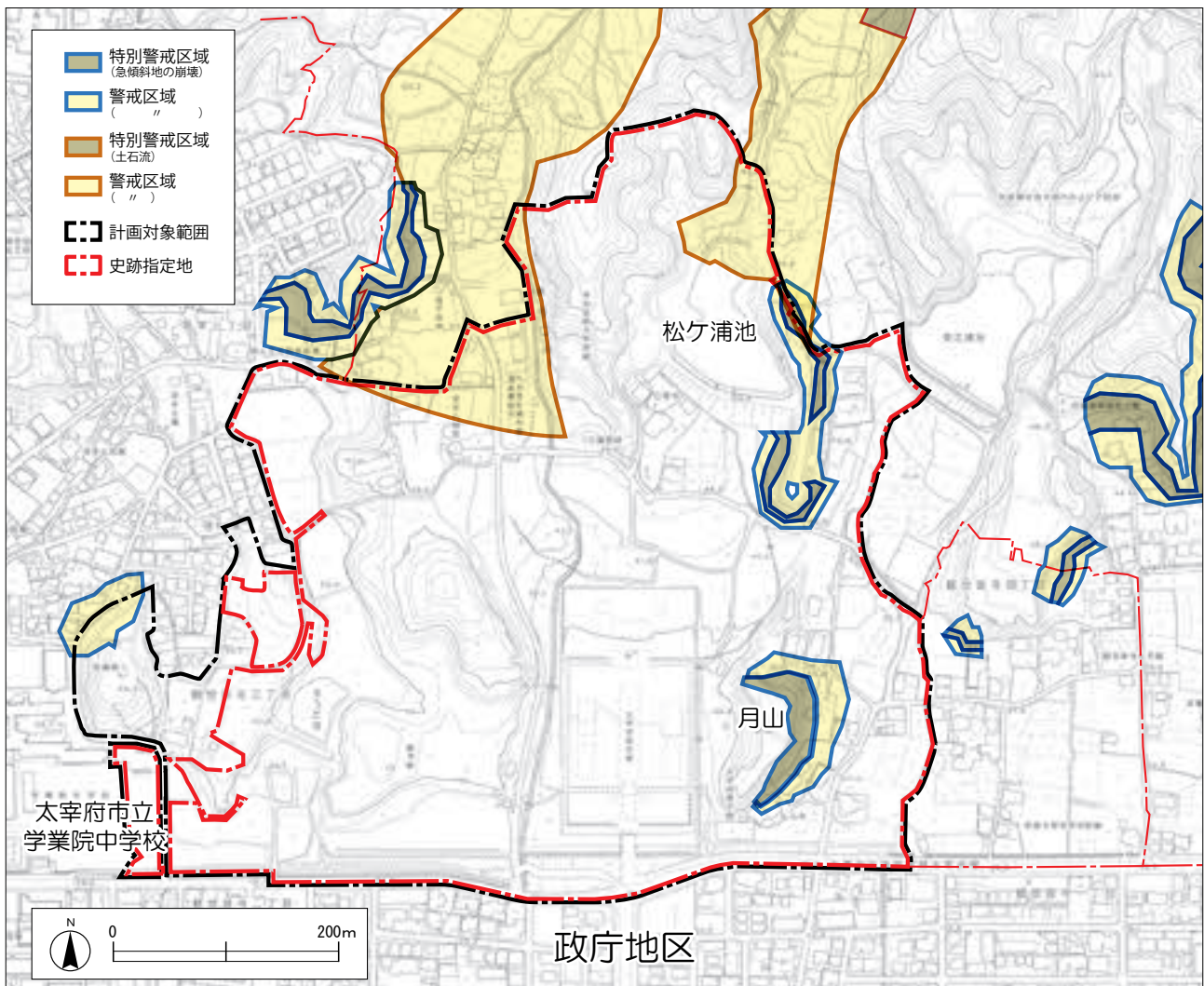


図2-23：対象範囲内の特別警戒区域・警戒区域／太宰府市ハザードマップ

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の最新の情報は福岡県県土整備事務所砂防課のホームページで公開されています。詳しくはこちらをご覧ください。

（福岡県県土整備部砂防課ホームページ <http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/>）

7) 利用の実態

政庁地区では、古代大宰府の歴史を守り、伝えることを意図し、政庁跡の復元整備や大宰府展示館の建設等が行われてきました。加えて、大宰府関連史跡を結ぶ歴史の散歩道や九州自然公園の九州自然歩道、市民が気軽に利用できる便益施設等も整備され、史跡見学だけではなく、レクリエーションや観光を目的に本史跡を訪れる人々も増えています。公園が担うようなオープンスペースとしての利用も盛んです。

客館地区は、交通アクセスの利便性からも、太宰府天満宮周辺や政庁地区への回遊性を含めた観光の核としての利用が期待されています。

本市は、令和4年（2022）度、政庁跡や客館跡を訪れた方に対するアンケートを行いました。
なお、アンケート結果に、新型コロナウイルス感染症の影響が出ていることは否めません。

<調査の概要>

調査箇所：政庁跡の正殿跡周辺と坂本八幡宮周辺、及び客館跡の3カ所。

調査手法：調査員を配置し、無作為に声掛けを行い、ヒアリングを実施。

調査日時：8月27日（土）、10月23日（日）、1月21日（土）、3月4日（土）9時～17時。

<結果の概要>

[政庁跡]

- 回答を受けた方の内訳は、市民が約半数、県内が4割、県外が1割だった。
- 交通手段は自家用車が4割強で最も多く、続いて徒歩が4割弱を占めていた。
- 自家用車の利用者は市内や県内が多く、徒歩の殆どは市内であった。
- 目的は、日々の利用（散歩）、遊び場等が半数を占めた。四王寺山の登山客も多かった。
- リピーターが多いことも特徴的だった。
- 公共交通の利用者は1割強にとどまり、県外からの人が多かった。
- 観光は2割を切り、宿泊無が9割を占めていた。宿泊有の方は福岡市での宿泊が8割以上を占めた。
- 観光目的の方の滞在時間は約3時間前後だった。政庁跡まで足を延ばす方は市内の滞在時間が比較的長くなる傾向がうかがえた。
- 9割を超える方が史跡に指定されていることを知っている結果が得られた。
- 満足度は、とても良いと良いとを合わせると、9割強を占めた。

[客館跡]

- 回答を受けた人は、周辺住民の日常利用が殆どであり、観光目的の人は少なかった。
- 満足度は、とても良いと良いとを合わせると、9割強を占めた。

また、政庁跡は修学旅行の団体での見学利用のほか、郷土学習やレクレーションの場として昭和50年代の整備以降、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校の遠足や社会科見学、大学や企業の研修等で利用されてきており、近年では市内小学校が史跡解説ボランティアの助力により「子ども解説員」の取組を学習として位置付けて続けており、政庁跡や客館跡は教育の実践の場として利用されています。また、大正時代に始まった6月10日の時の記念日の行事は、早朝に政庁跡の正殿に集まる行事で、現在では市民遺産第6号の育成団体の辰山会が毎年政庁跡で行事を引き継いで行っています。



写2-4：政庁跡での時の記念日行事の状況

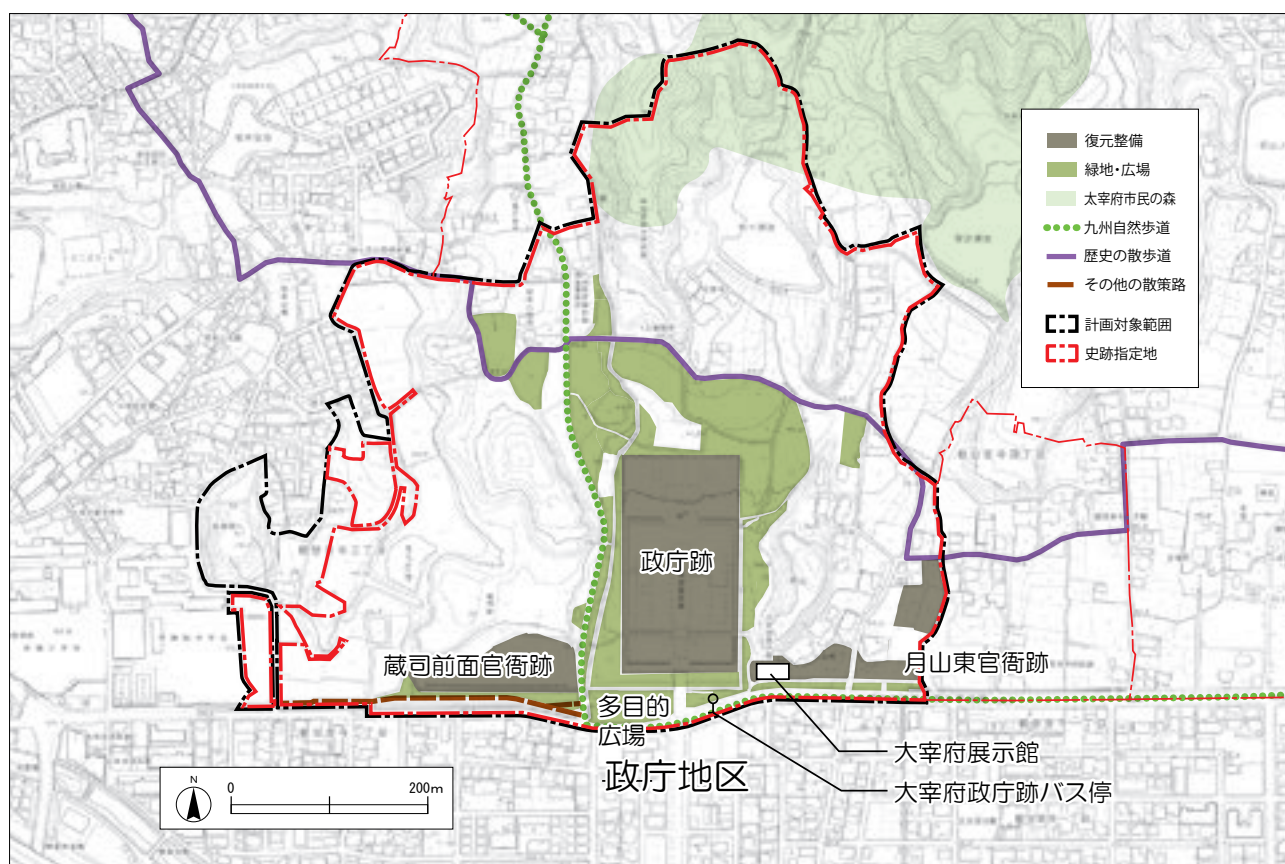


図2-24：史跡整備地、九州自然歩道、歴史の散歩道、大宰府展示館

8) 市民団体等

本史跡は、市内で活躍する市民団体の活動場所にもなっています。

主な活動団体として以下が挙げられます。

表2-3：大宰府跡に関係する主な市民団体等（令和5（2023）年3月時点）

団体名	概要
NPO法人 歩かんね太宰府	「まるごと博物館」を目指す太宰府の良さを理解してもらうため、ガイド付きまち歩き等に取り組んでいる。平成21（2009）年8月にNPO法人格を取得。
くすのき会	大宰府史跡解説員で組織される。会員相互の親睦及び資質の向上を図り、史跡解説のボランティア活動を通じて地域社会の振興に寄与することを目的に平成10（1998）年に結成された。
NPO法人 古都大宰府の風を育む会	国の特別史跡である大宰府跡周辺の里山の保全活動に取り組む。保全活動で発生する竹を、竹炭や竹細工にするなど伐採竹の活用方法も研究中。平成22（2011）年11月に設立。
公益財団法人 古都大宰府保存協会	「太宰府地方における歴史的風土及び文化財の保存・活用を図ること」を目的とする。昭和49（1974）年「財団法人古都大宰府を守る会」として設立、名称変更等を経て現在に至る。
大宰府政庁跡美化サポーター委員会	太宰府市教育委員会公認で活動が続けている。
大宰府万葉会	大宰府跡の史跡指定地内にも点在する万葉歌碑めぐり等を通じて、多くの人々に万葉つくし歌壇を伝える活動を行っている。平成9（1997）年に発足。
月山の会	竹林が増え過ぎて荒れている里山を適度に間伐し整備することで再生させる取組を行なっている。現在、大宰府政庁跡地東側の「月山」をはじめ周辺の丘を整備している。
辰山会	大正10（1921）年に全国ではじまった「時の記念日」の行事を毎年6月10日に政庁跡で開催している。
一般社団法人 まほろば自然学校	いきものや自然環境の重要性、価値を理解してもらい、さらには自然環境保全や環境問題などに取り組むことのできる人材を育成することを目標に活動中。設立は平成17（2005）年8月（法人格取得は平成30（2018）年11月）。
ゆづるはの会	公有化されたものの未整備のままの状態の土地を活用し、季節ごとに変わる万葉の草花を市民や観光客の方に楽しんで頂けるように活動中。事務局は（公財）古都大宰府保存協会。平成7（1995）年に発足。

2-2 史跡の概要

(1) 発掘調査の概要

発掘調査において、大宰府政庁を中心とし、その周辺に広がる官衙跡は、「大宰府政庁周辺官衙跡」の総称で呼ばれます。その範囲は、調査成果に基づき、周辺の小字名等を用いて、政庁、蔵司地区、月山地区、月山東地区、来木地区、政庁後背地区、そして日吉地区、政庁前面広場地区、ふちよう地区、大楠地区、ひろまる地区に分けられています。

本計画対象範囲の政庁地区に係る政庁、蔵司地区、月山地区、月山東地区、来木地区、政庁後背地区、そして客館地区を加えて、発掘調査の成果を概観します。

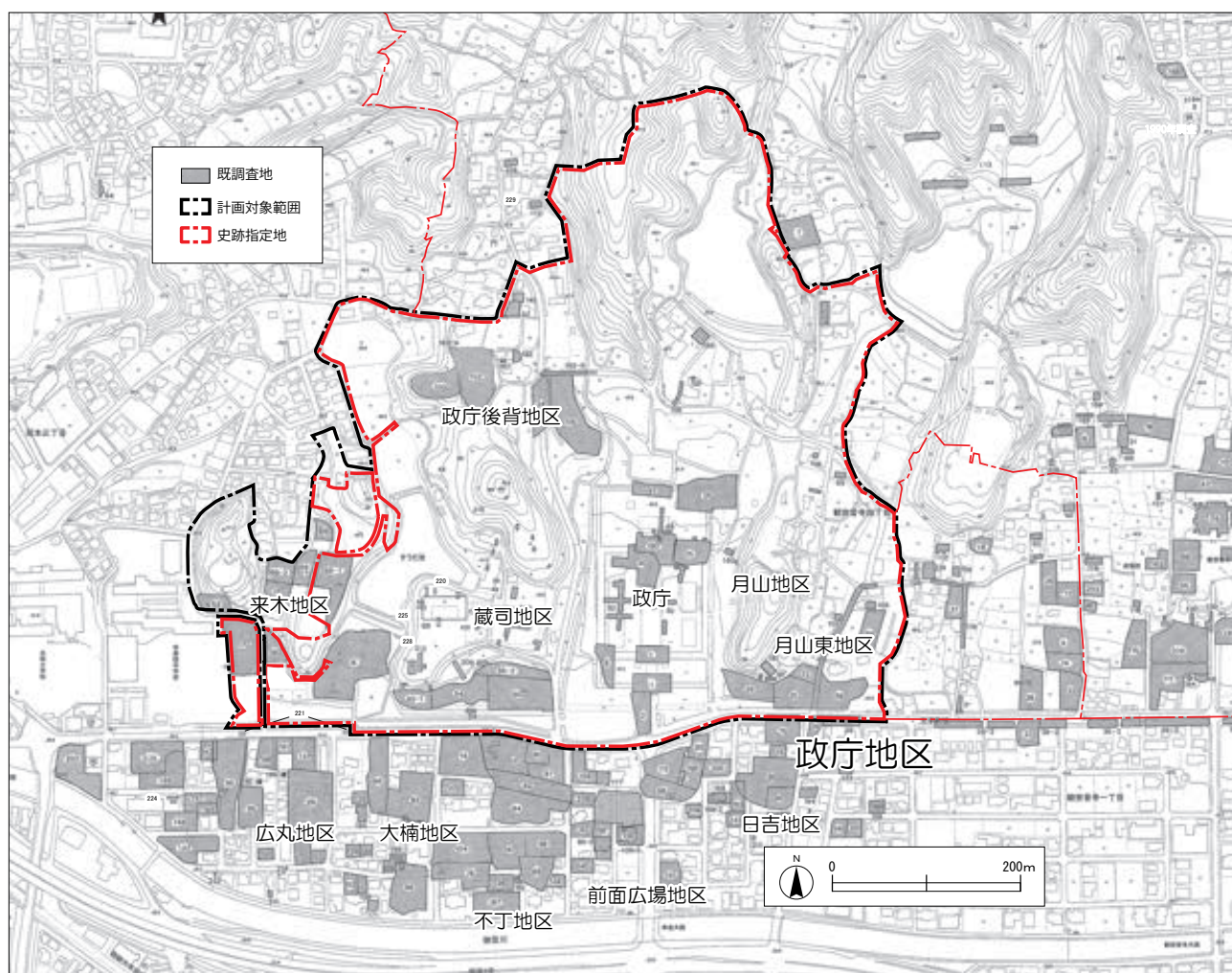


図2-25：大宰府政庁周辺官衙跡の発掘調査箇所と地区分け／九州歴史資料館資料

なお、政庁前面域の県道以南から御笠川にかけては、「不丁」という小字の存在から、遺構の存在が予測されていたところです。昭和54（1979）年から太宰府町が進めた土地区画整理事業に伴う発掘調査では、当時、太宰府町の体制が整っていなかったため、九州歴史資料館が担当しました。発掘調査の結果、大規模な官衙と考えられる建物群や柵、地域を区切る南北溝等が発掘されました。これらの遺構は、大宰府に関係する役所跡と考えられています。

1) 政庁地区

①政庁の調査

本史跡の中心である政庁跡の発掘調査は、昭和43(1968)年に福岡県教育委員会によって始められました。昭和47(1972)年に九州歴史資料館が設置されると、同館が発掘調査を行うことになりました。以後、本史跡の調査は大宰府史跡調査研究指導委員会の指導に基づき、年次計画に従って実施してきました。政庁跡の調査は、補足調査を含め、これまで計11回行われています。昭和43(1968)年から10年に及ぶ発掘調査により、政庁は遺構の重複関係からⅠ・Ⅱ・Ⅲ期に時期区分が出来ることがわかりました。

大宰府史跡発掘調査開始から30年が経つ平成10(1998)年には正殿跡^{せいでんあと}の調査が行われ、南門・中門跡^{なんもん ちゅうもん}と同様に正殿跡においても3段階の遺構変遷が確認されました。さらに、正殿の整地土や建物の切り合い関係から、Ⅰ期の遺構については、古段階、新段階、Ⅱ期造成段階の3時期があると想定されています。ただし、時期を決定できる遺物が少ないことや土器編年の限界もあり、この3時期区分の具体的な年代については、研究者によって多少意見が分かれています。Ⅱ期、すなわち政庁完成を8世紀初頭とする点では、意見はほぼまとまっています。

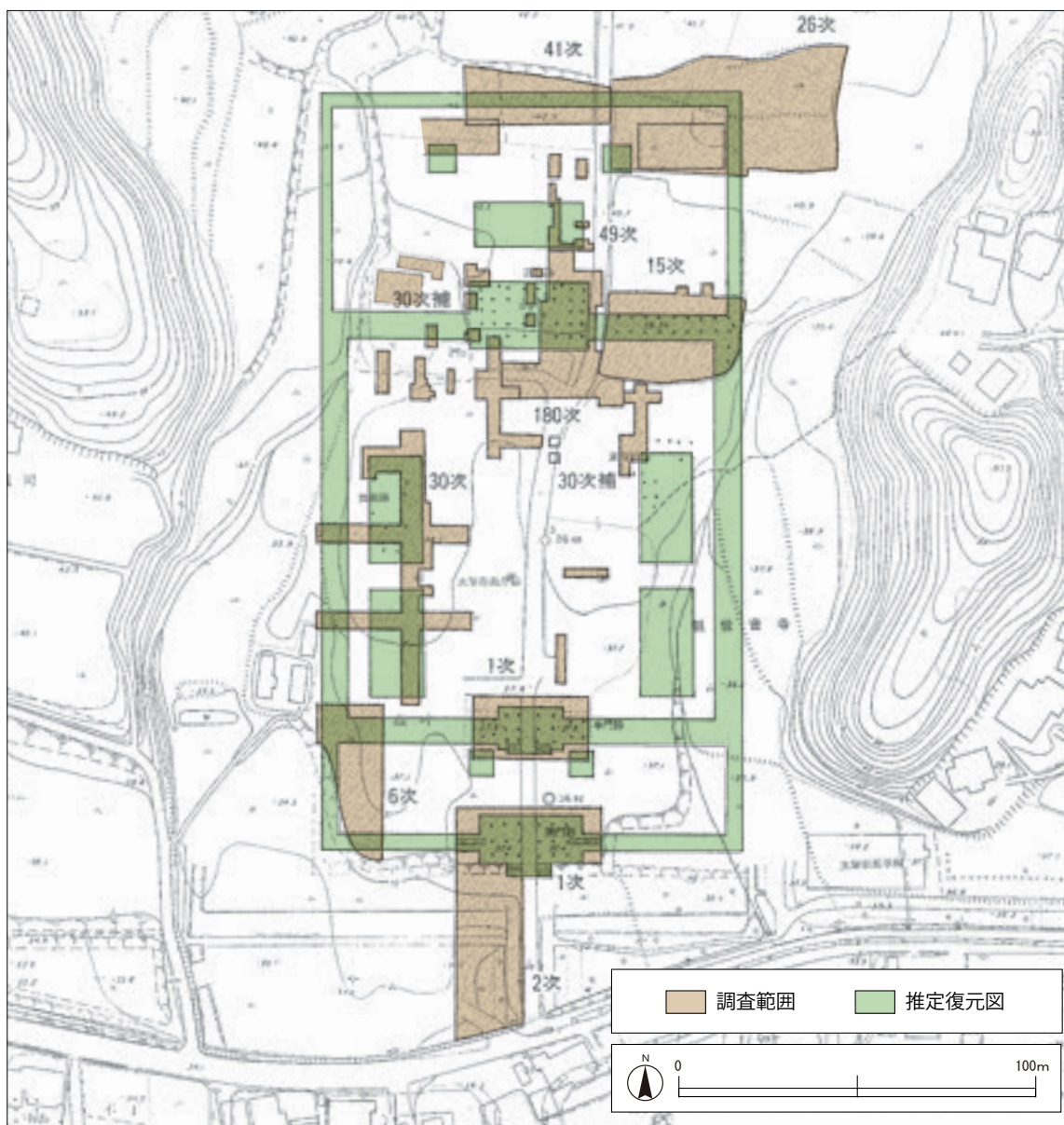


図2-26：政庁跡の調査箇所／九州歴史資料館『大宰府政庁跡』2002 一部加筆

＜第1次・1次補足調査＞

調査目的は、南門・中門と正殿を通して政庁の軸線を確認し、今後の調査の基準線を決めることでした。南門は建物焼失後、当初（政庁Ⅱ期）の基壇^{きだん}を拡張する形で、Ⅲ期の基壇が造られていました。門の規模はⅡ・Ⅲ期同じです。南門には基壇幅4.4mの築地^{ついで}がとりつきます。

中門では、3時期にわたる遺構が検出され、今後の大宰府史跡の調査の方向性を決定した重要な調査となりました。中門前面に階段を確認しています。中門の南側両脇で、衛門舎^{えもんしゃ}と想定される建物が2棟、左右対称に検出されています。南門・中門それぞれでⅡ期の門造営に伴う鎮壇具^{ちんだんぐ}が検出されています。

○調査箇所 南門及び中門

○調査期間 1次調査：昭和43（1968）年12月3日～昭和44（1969）年12月27日
補足調査：昭和50（1975）年10月22日～同年11月5日

○調査面積 1,480㎡（うち補足調査面積は80㎡）

＜第2次調査＞

南門の南側前面の調査です。調査の結果、南門の東端部を破壊して西側に流れる大きな自然流路としがらみが検出されましたが、想定していた外濠は確認できませんでした。

○調査箇所 南門前面

○調査期間 昭和44（1969）年8月6日～昭和45（1970）年8月15日

○調査面積 1,265㎡

＜第6次調査＞

政庁南西側の回廊前面築地及びその接続部分の調査です。南面回廊は政庁中軸線から西へ約55m付近で北へ折れること、3時期の回廊遺構が存在することが確認されました。回廊上には建て替えに伴う^{ちゅうぞう}鑄造遺構があり、回廊前面の整地層中から鑄造製品に関する遺物が出土していることから、この場所で鑄造製品の生産が行われていることがわかりました。

○調査箇所 回廊西南隅部

○調査期間 昭和45（1970）年8月17日～同年12月27日

○調査面積 550㎡

＜第15次調査＞

正殿建物と北回廊との接続状況の確認及び政庁の東側の範囲を確認するために行われた調査です。調査により、正殿に接続する北面回廊及びこれに直行して南へ延びる東面回廊、北面回廊に接続して北側に延びる東面築地が検出されました。回廊は2時期（Ⅱ・Ⅲ期）確認されていますが、Ⅱ期の礎石は殆ど残っていませんでした。

○調査箇所 回廊東北隅部

○調査期間 昭和46（1971）年9月17日～昭和47（1972）年9月4日

○調査面積 1,000㎡

＜第26次調査＞

正殿後方の諸施設についての調査です。15次調査の築地の延長を確認し、政庁の北側の範囲が確定できました。東面築地の近くで、建て替えが認められる礎石建物が検出され、その近くで、

Ⅲ期の礎石建物が検出されています。土坑から930点の木簡^{もつかん}及びその削り屑が出土し、政庁内から検出された唯一の木簡出土遺構として非常に重要です。

- 調査箇所 後背築地東北隅部
- 調査期間 昭和48 (1973) 年4月1日～同年11月19日
- 調査面積 1,800m²

<第30次・30次補足調査>

脇殿^{わきでん}の規模・配置等を明確にするために行った調査です。南北に並ぶ塼積^{せんづみ}の基壇建物が2棟検出されました。また、西脇殿の東側に玉砂利遺構が検出され、補足調査の結果、東西両脇殿及び正殿・中門に囲まれた回廊内中央部には、ほぼ全面に渡って玉石が敷かれていたことが判明しています。

- 調査箇所 東西両脇殿及び前庭部
- 調査期間 30次調査：昭和48 (1973) 年11月19日～昭和49 (1974) 年4月2日
補足調査：昭和49 (1974) 年9月9日～同年12月16日
- 調査面積 1,930m² (うち補足調査面積は540m²)

<第41次調査>

正殿後方の北門遺構の検出を目的に行った調査です。北面築地が検出されましたが、北門の遺構は検出されませんでした。石列や基壇の状況から、基壇の張り出しを持たない脇門的な門だった可能性が指摘されています。

- 調査箇所 北門
- 調査期間 昭和51 (1976) 年4月27日～同年8月10日
- 調査面積 350m²

<第49次調査>

後殿の位置及び規模を把握し、さらに正殿の基壇化粧を明らかにすることを目的に行われた調査です。正殿の北側に、後殿と考えられる7間×3間の礎石建物を検出しました。正殿の北側の基壇の高さは約0.9mを測り、基壇化粧は地覆石^{じふくいし}が残存しており、3基の階段のうち、中央と東側の2基が検出されました。

- 調査箇所 正殿及び後殿
- 調査期間 昭和52 (1977) 年5月11日～30日
- 調査面積 75m²

<第180次調査>

正殿の過去の調査検証作業を行い、正殿の規模や構造及び変遷を明らかにすることを目的に行った調査です。南側と東側の礎石は原位置を保っていないことがわかりました。正殿の建て替えは、2時期(Ⅱ、Ⅲ期)にわたり政庁内のほかの建物と同様の変遷を辿ることが判明しています。またその下層から掘立柱^{ほったてばしら}建物、柵、溝、暗渠^{あんきょ}等が検出され、Ⅰ期の遺構については3時期があると想定されています。

- 調査箇所 正殿
- 調査期間 平成9 (1997) 年12月3日～平成12 (2000) 年2月4日
- 調査面積 1,800m²

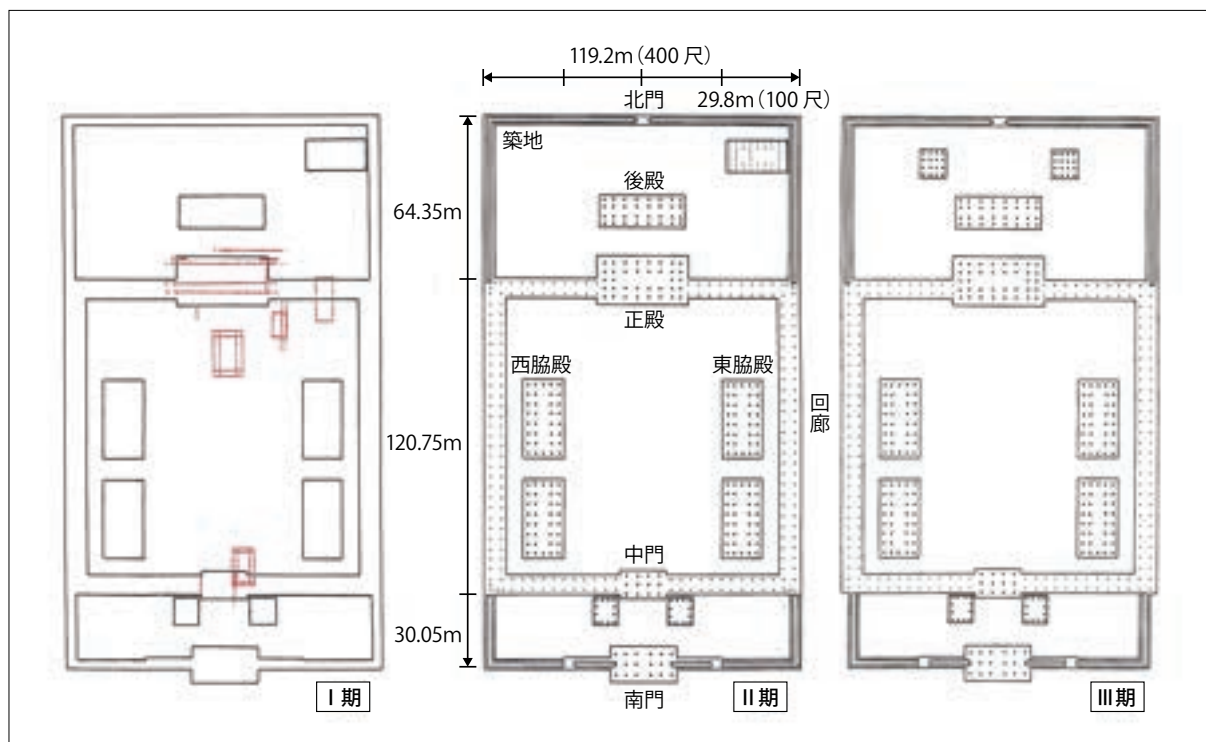


図2-27：政庁跡の変遷／九州歴史資料館『大宰府政庁跡』2002 一部加筆

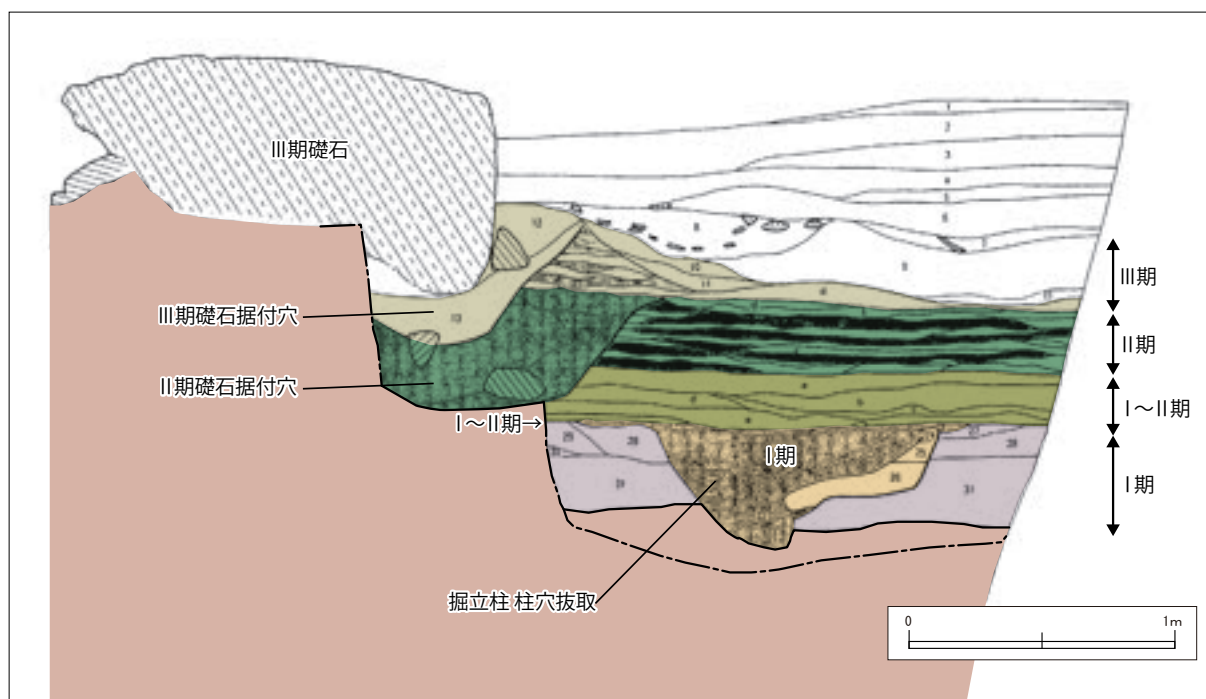


図2-28：礎石周辺の土層にみる政庁跡Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期の遺構の位置関係／九州歴史資料館『大宰府史跡』平成10年度発掘調査概報 平成11年 1999 一部加筆

②蔵司地区

政庁跡の西側を小字名から蔵司地区と呼称しています。江戸時代から蔵司地区の丘陵に礎石があるのは知られており、文政3(1820)年の「礎石改め図」に礎石の並びが記入されています。蔵司地区には丘陵部と南に面する平地部があります。

平地部は九州歴史資料館により昭和45（1970）年～昭和54（1979）年にかけて、大宰府史跡第4,54,60,65-1,65-2次調査を実施し、条坊四条路に沿う二条の東西築地SA1400とSA1410とその側溝と暗渠、礎石建物SB1500,1565やSB1560などの掘立柱建物群、井戸などの遺構が見つかり、丘陵西側では「大伴部」の表記のある7世紀後半から8世紀初頭頃の木簡が出土しています。また、円面硯や風字硯、転用硯など一定量が出土し、事務機能を持つ官衙があったと考えられるほか、唐三彩陶枕などの希少遺物が出土した一方で、漆壺や鍛冶、鑄造関連遺物、鉄鏃、甲冑の小札などもあることから、一時期には金属ほかの蔵司管轄下の工房があったと考えられます。

丘陵部では対象地の公有化が完了したことをうけ、九州歴史資料館により平成21（2009）年～令和4（2022）年にかけて第205次調査のほか、全13回の調査が行われました。7世紀後半から12世紀前半に至る古代の官衙施設が確認され、大型の礎石建物を中心としたⅣ期にわたる大宰府の正倉としての施設の変遷が明らかになりました。

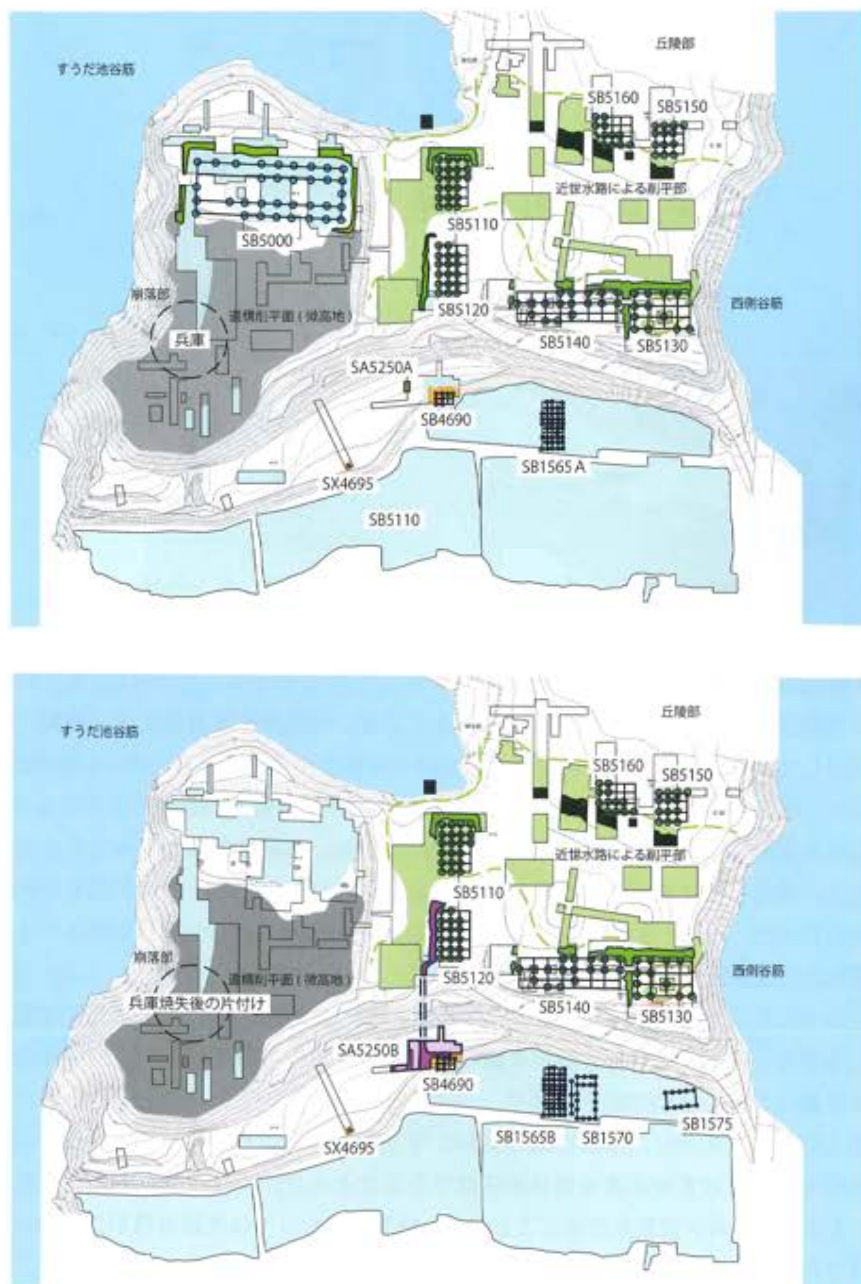


図2-29：蔵司地区の建物配置／九州歴史資料館資料
（上図：9世紀中頃～10世紀前半（政庁Ⅱ期） 下図：10世紀中頃～11世紀（政庁Ⅲ期））

蔵司地区には丘陵部と南に面する平地部があり、丘陵部北西側に大型礎石建物SB5000が政庁Ⅱ期にあたる8世紀前半に成立しています。丘陵部はこの頃から兵庫として整備され、8世紀後半には大型礎石建物SB5000の東側にコ字配列で総柱の礎石建物群が配され、本格的に蔵司としての蔵が建ち並ぶ様相が成立しました。しかし、政庁Ⅱ期末にあたる10世紀頃に、丘陵部北西側にあった兵庫が焼失しました。

他方、丘陵部北東側の総柱の礎石建物の倉庫群は焼けずに、政庁Ⅲ期にあたる11世紀頃まで継続して使用されました。また、未調査ですが丘陵西裾部には遺物の散布状況から10世紀頃の瓦窯がある可能性があります。

③月山地区・月山東地区

政庁跡の東側の丘陵が月山と呼ばれていることから、この周辺を月山地区と呼称しています。月山地区は令和5（2023）年7月の集中豪雨で東側の法面が崩落し、復旧工事に伴って丘陵頂部の一部を確認調査を行いました。遺構や遺物は確認されていません。

月山の東側を月山東地区と呼称しています。現在までに第31次調査のほか、全10回の調査が行われています。遺構は掘立柱建物9棟、柵6条が検出されており、官衙が展開していたと考えられています。出土遺物の年代からは、この地区の遺構は政庁Ⅱ期になって利用が開始され、11世紀前後に廃絶しています。遺構のうち、柵で囲まれた部分が大伴旅人邸の比定地の一つになっています。

④来木地区

蔵司地区の西側に位置します。第19次調査のほか、全5回の調査が行われています。政庁Ⅰ期段階の遺構もありますが、主な遺構の年代は8世紀前半から中頃で大宰府政庁第Ⅱ期にあたります。遺構の種類から金属工房が集中して存在していた可能性が指摘されています。大宰府の官衙や寺院に瓦を供給した官窯としての瓦窯^{かわらがま}も展開しています。金属関連の役所としては、史料上「^{たくみのつかさ}匠司」、「^{き じょうしよ}修理器仗所」があり、この地区に想定する意見があります。

⑤政庁後背地区

政庁の西北側、政庁を一望できる小高い丘状地形に位置します。昭和61（1986）年～昭和62（1987）年に坂本八幡宮の南西部にあたる第100次調査のほか、全3回の調査が行われました。遺構の大まかな変遷としては、7世紀後半代から掘立柱建物群が確認できます。また土馬を用いた地鎮^{じちん}遺構も見つかっています。建物群は8世紀前半代から9世紀前半代にかけて継続し、その後、最終的には11世紀前半代には主要施設は廃絶したものと考えられています。調査面積が狭小であることもあり、この地区の全体的な概要は不明ですが、官衙的施設が存在が推測されています。調査は行われていませんが、坂本八幡宮周辺が大伴旅人邸の比定地の一つになっています。

※以上の調査次数は、大宰府史跡。

2）客館地区

当該地では発掘調査の結果、古代都市・大宰府条坊内に置かれた古代外交の迎賓施設である客館跡が検出されました。8世紀中頃から9世紀前半頃にかけて機能したとみられ、大宰府政庁の建物（脇殿）に匹敵する大型南北棟群を中心に関連施設が配置され、一帯からは佐波理・漆

器・奈良三彩・唐代の白磁・青磁といった高級品が集中的に使用されたことが確認されました。出土した仕丁・労役とみられる日数を記した歴名木簡からも、ここが大宰府に係わる施設ということがうかがわれます。また条坊区画も良好に遺存しており、7世紀末頃から8世紀前半には条坊道路・区画溝が存在し、その後11世紀後半の廃絶期まで条坊区画の位置が変わらなかったことが検証されました。

※以下の調査次数は大宰府条坊跡。調査主体は太宰府市教育委員会。

＜第 168 次調査＞

- 調査期間 平成7 (1995) 年6月～平成8 (1996) 年1月
- 調査面積 1,603㎡

＜第 236-1 次・236-2 次調査＞

- 調査期間 平成16 (2004) 年4月～平成17 (2005) 年6月
- 調査面積 約5,000㎡

＜第 251 次調査＞

- 調査期間 平成17 (2005) 年6月～同年11月
- 調査面積 2,351㎡

＜第 255 次調査＞

- 調査期間 平成17 (2005) 年12月～平成18 (2006) 年3月
- 調査面積 1,213㎡

＜第 257 次調査＞

- 調査期間 平成18 (2006) 年3月～平成19 (2007) 年1月
- 調査面積 1,805㎡

＜第 267 次調査＞

- 調査期間 平成19 (2007) 年2月～平成20 (2008) 年9月
- 調査面積 2,310㎡

＜第 275 次調査＞

- 調査期間 平成20 (2008) 年8月～平成21 (2009) 年6月
- 調査面積 1,600㎡

＜第 277 次調査＞

- 調査期間 平成20 (2008) 年9月～平成24 (2012) 年3月
- 調査面積 1,558㎡

＜第 285 次調査＞

- 調査期間 平成22 (2010) 年10月～平成24 (2012) 年3月
- 調査面積 1,890㎡

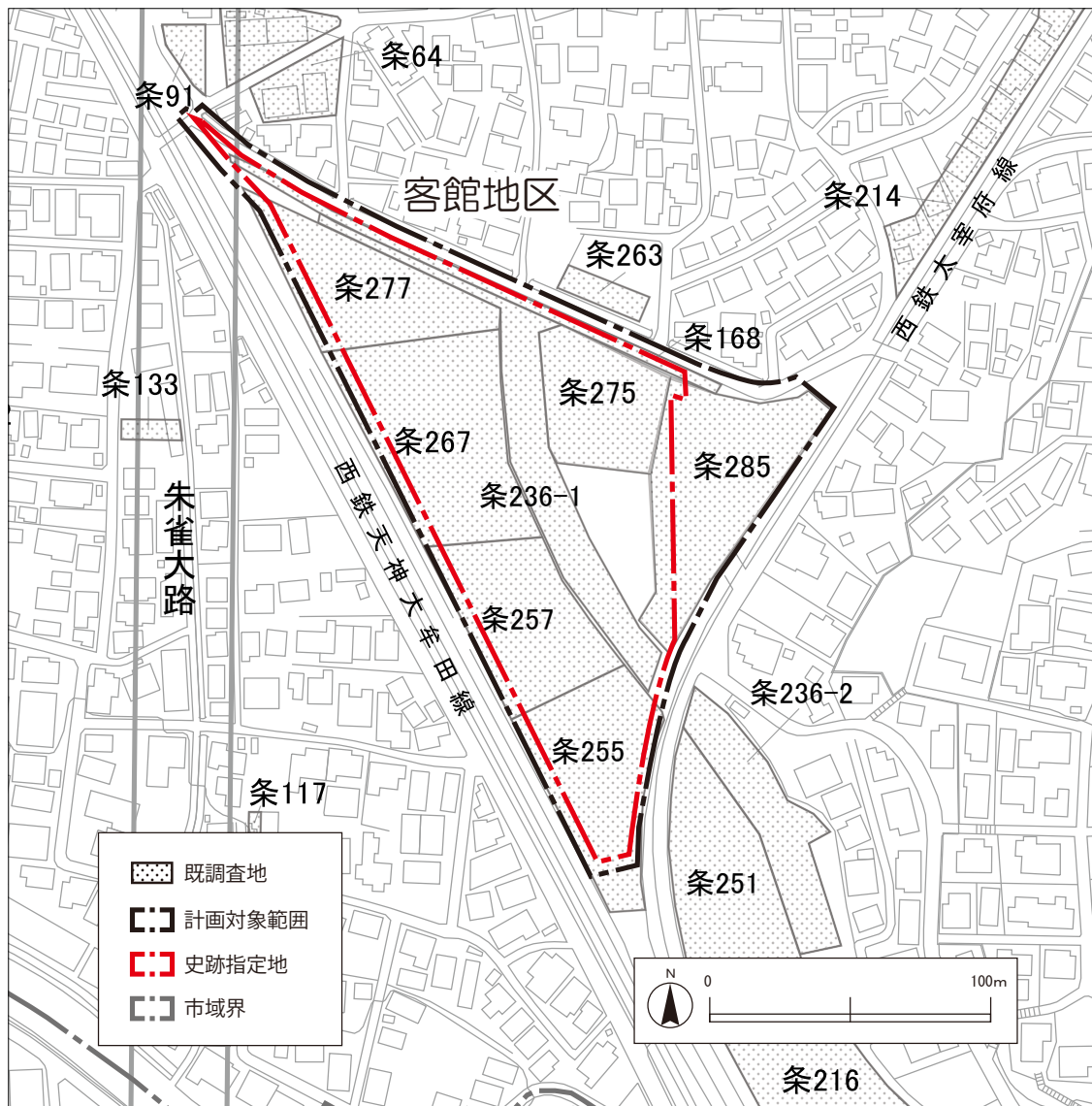


図2-30：客館跡とその周辺の発掘調査箇所／太宰府市教育委員会資料

3) 発掘調査に基づく大宰府跡の建物配置

政庁地区は、発掘調査に関して、大きく 6 地区（政庁、蔵司地区、月山地区、月山東地区、来木地区、政庁後背地区）に分けられます。

政庁については、礎石建物が建てられ、その礎石等の重複関係からⅠ・Ⅱ・Ⅲ期に時期区分ができることが明らかとなっています。

月山東地区、蔵司地区、政庁後背地区、来木地区にも建物が建てられていたことが明らかとなっています。なお、建物の多くは、蔵司地区や来木地区の一部を除いて、掘立柱建物であることが分かっています。

蔵司地区では政庁Ⅱ期に大型の礎石建物が丘陵部北西側に建てられていました。兵庫が焼失した後も政庁Ⅲ期にあたる時期まで礎石建物の倉庫群が存在していました。

月山東地区では政庁Ⅱ期にあたる時期に掘立柱建物が建てられたことが分かっています。

また、蔵司地区には築地が並行して建てられていたことが明らかとなっており、蔵司地区方面と月山東地区方面とを結ぶ四条路が政庁前に通っていたと考えられています。

客館地区では、大型で格式の高い構造をもつ奈良時代の大型掘立柱建物 2 棟が見つかってい

ます。その後、平安時代には礎石建物に替わったようです。そのほか、倉庫と考えられる小規模な建物があったことが明らかとなっています。

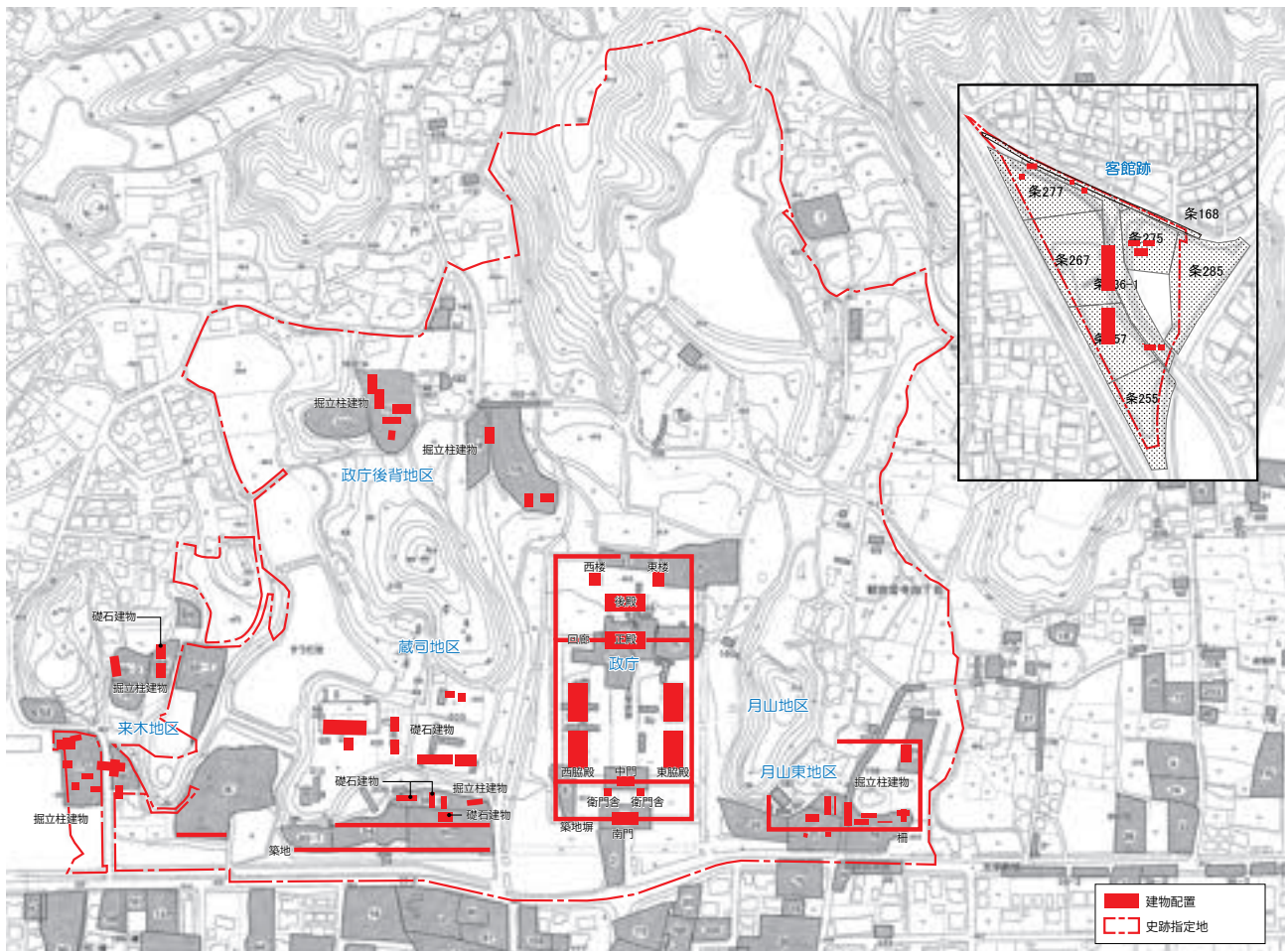


図2-31：発掘調査に基づく大宰府跡の建物配置／太宰府市教育委員会資料、一部加工

（２）指定の概要

明治30（1897）年以降、全国で近代化、資本主義化による土地開発が盛んに行われるようになり、それに伴い土地に根付く文化財の毀損行為が目立つようになりました。そのため大正8（1919）年4月10日に「史蹟名勝天然紀念物保存法／法律第44号」が制定されました。礎石が地上に露出していた本史跡は、早くから保護すべき対象と認められ、建物の礎石が残っていた政庁跡を中心に、大正10（1921）年3月3日に同法に基づき史跡に指定されました。また、戦後、昭和25（1950）年5月30日に「文化財保護法／法律第214号」が制定され、昭和28（1953）年3月31日には、同法に基づき特別史跡に指定されました。

政庁跡の後背地をはじめ周辺が追加指定されたのは昭和45（1970）年9月21日です。その後も蔵司西側地域や来木地区の一部が追加指定され、大宰府政庁跡の南約1kmに位置する客館跡が追加指定されたのが平成26（2014）年10月6日です。平成27（2015）年以降は来木地区で追加指定が行われています。

以下、国の官報告示等を踏まえ、指定名称、指定年月日、指定要件等を整理します。

1) 指定名称

大宰府跡

2) 所在地

福岡県太宰府市観世音寺三丁目、四丁目、大字観世音寺、坂本三丁目、大字坂本、朱雀三丁目

3) 指定面積

335,508.31 m² (令和7 (2025) 年3月10日現在)

4) 指定基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26(1951)年文化財保護委員会告示第2号) 史跡の部 二による。

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

5) 指定理由

古代、大陸・半島との外交・防衛を掌るとともに、九州(西海道)諸国の行政を統轄した役所の跡。我が国古代の政治・外交を知る上で貴重。

6) 管理団体

文化財保護法第113条第1項の規定による史跡を管理すべき地方公共団体として、本市が指定されています。

本市は、管理団体として、史跡を保存管理するために必要な施設(標識、解説サイン、注意札、境界標、覆屋、囲い柵等)の設置、管理・保護行為(除草、清掃、見廻り等)、災害等によって毀損している場合の復旧措置や毀損の拡大を防止するための応急措置などに取り組んでいます。

また、史跡指定地の管理、活用、公開について、本市は公益財団法人古都大宰府保存協会(以下、保存協会)に業務を委託しています。

7) 指定年月日

本史跡は、大正10(1921)年「史蹟名勝天然紀念物保存法」に基づき史跡指定を受けています。昭和28(1953)年には「文化財保護法」に基づき特別史跡に指定され、その後、計8回の追加指定を受け、現在に至っています。

表2-4：指定年月日と官報告示

大正10(1921)年	3月3日	史跡指定(内務省告示第三十八号) ※建物の礎石が残っていた政庁跡を中心に史跡指定
昭和28(1953)年	3月31日	特別史跡指定(文化財保護委員会告示第十七号)
昭和45(1970)年	9月21日	追加指定(文部省告示第二百七十四号) ※政庁跡の後背地をはじめ周辺が追加指定
昭和49(1974)年	6月25日	追加指定(文部省告示第二百十号) ※蔵司西側地域が追加指定
平成21(2009)年	2月12日	追加指定(文部科学省告示第八号) ※来木地区の一部が追加指定

平成26(2014)年	3月18日	追加指定(文部科学省告示第三十三号) ※来木地区の一部が追加指定
平成26(2014)年	10月6日	追加指定(文部科学省告示第百三十九号) ※客館跡が追加指定
平成27(2015)年	3月10日	追加指定(文部科学省告示第四十一号) ※来木地区の一部が追加指定
平成30(2018)年	2月13日	追加指定(文部科学省告示) ※来木地区の一部が追加指定
令和3(2021)年	3月23日	追加指定(文部科学省告示) ※来木地区の一部が追加指定

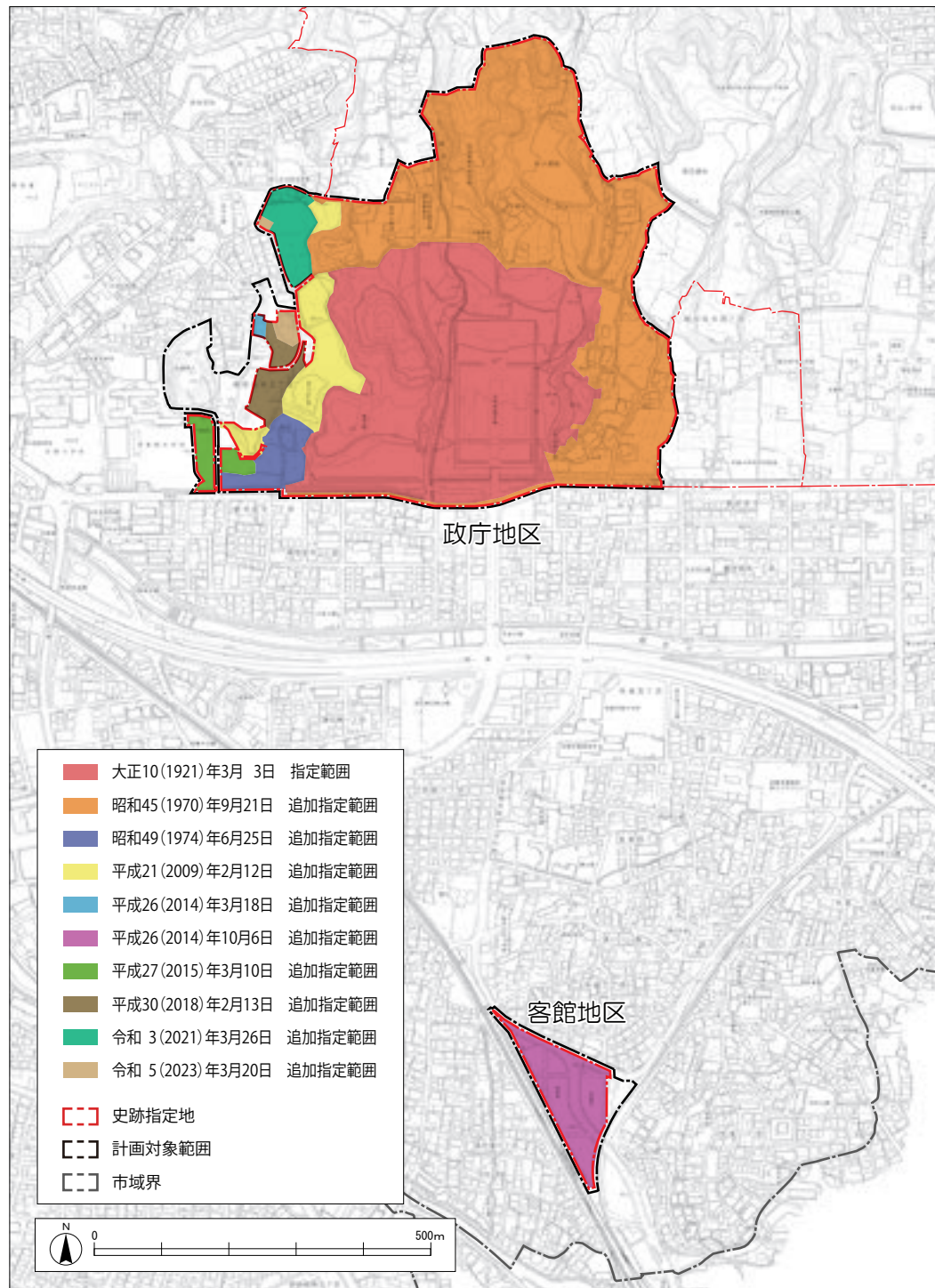


図2-32：指定範囲の経緯／市資料

(3) 公有化状況

公有化は、昭和40(1965)年代初め～昭和46(1971)年頃をピークに行いました。その後縮小化し、平成9(1997)年度から再度、一定規模の公有化が続いています。

政庁地区の未公有地は、北側の一部に山林が残されていますが、多くは住宅の敷地や農地、社寺等です。

客館地区の公有化は完了しています。

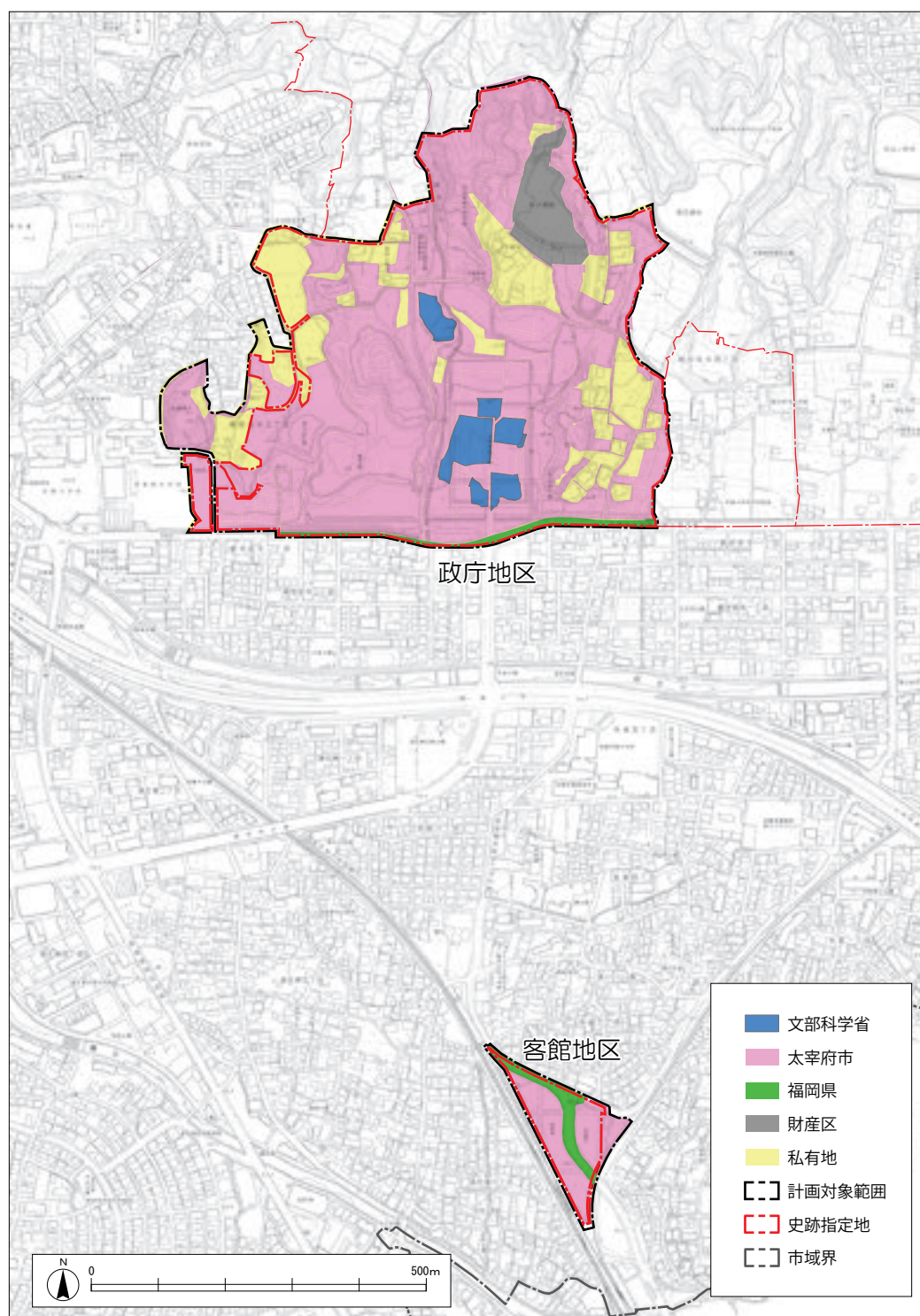


図2-33：土地の所有関係／市資料

2-3 史跡整備の経緯と現状

(1) 経緯

1) 水城村や太宰府町による整備

昭和25(1950)年、国からの費用補助を受け、水城村が史跡指定地の整備を行っています。この整備事業は3カ年、昭和25(1950)年～昭和27(1952)年にかけて、政庁跡から蔵司、月山(辰山、築山)へ通じる道路新設、県道から坂本集落へ通じる農道の新設が行われています。昭和41(1966)年からは、太宰府町が整備主体となって、張芝、植栽、解説サインの設置等を行っています。

2) 福岡県による整備

県が本史跡の整備に取り組んだのは、昭和47(1972)年度～昭和58(1983)年度です。昭和45(1970)年に示された『太宰府地区史跡の保存・管理計画』を踏まえ、史跡整備の推進を目的に『大宰府歴史公園基本構想／昭和47(1972)年』、『大宰府歴史公園整備前期5ヶ年計画／昭和48(1973)年』、『大宰府歴史公園整備後期5ヶ年計画／昭和53(1978)年』を策定し、史跡整備の推進を図ってきました。これら整備により現在見える本史跡の全体像が整えられています。

本史跡の復元整備は、回廊及び前面築地に始まり、脇殿、後殿築地、南門、中門、内庭整備、北門、政庁建物跡が行われています。政庁跡の建物は大きく3期に分かれますが、天慶4(941)年ふじわらのすみともの藤原純友の乱による焼失後に再建されたⅢ期の遺構が、復元整備の根拠に採用されています。

I期遺構は上層のⅡ・Ⅲ期が良好に残っている場合は確認できません。また、Ⅱ・Ⅲ期の遺構が確認できる場所では、Ⅲ期の遺構、特に礎石はⅡ期の遺構の礎石を抜きとって使っているためか、Ⅱ期の礎石は確認できない場合が多いと言えます。またⅢ期の遺構の下にⅠ・Ⅱ期の遺構が残っているため、整備にあたっては原則Ⅲ期の遺構を表しています。当時は、確認された遺構を、原則、平面復元するものでした。

また、県は昭和47(1972)年度から、史跡の復元整備と並行して単独事業として公衆トイレ、四阿、焼炉、くず入れ、ベンチ、遊歩道、水飲み場等の整備、解説サインの設置等も行っています。

3) 太宰府市による整備

昭和58(1983)年度以降は、市が中心となって、県が整備した便益施設等の改修や新たな追加設置、住民の生活に必要な生活インフラの整備、災害復旧、そして月山東官衙跡の西側の復元整備等に取り組んでいます。

昭和54(1979)年に政庁跡の南東部、月山丘陵の南側にあたる場所に、政庁跡遺構保存覆屋建築工事を開始して、昭和55(1980)年に、同施設は大宰府展示館として開館し、以後、本史跡周辺での情報発信や管理の拠点となりました。

昭和59(1984)年～平成17(2005)年にかけては、万葉歌碑の設置に取り組み、令和元(2018)年には改元を記念した令和ゆかりの地を表す石碑の設置も行っています。

平成7(1995)年度には、歴史の散歩道事業によって市道の整備と四阿の建て替えを行っています。

平成12(2000)年には、市議会で政庁跡脇殿のFRP(繊維強化プラスチック)製復元礎石について割れたり変形しており、危険であるという指摘があったため、平成14(2002)年に花崗岩製の

復元礎石へ入れ替える整備工事を行いました。平成25（2013）年には、解説サインの盤面が劣化して読めなくなったものについて、改修を行っています。また、令和4（2022）年度には、日本遺産に認定されたことにより、解説サインやベンチを新たに設置しています。

令和3（2021）年度からは、史跡地内に植えられた梅の商業利用制限を緩和する令和の都だざいふ「梅」プロジェクトを実施しており、梅の木の積極的な植栽に取り組んでいます。令和5（2023）年には、集中豪雨の影響で月山東地区の斜面地で崩落が発生しましたが、災害復旧事業によって令和6（2024）年度に法面の補修を行っています。

大宰府関連史跡の整備事業にあたって、平成6（1994）年度から大宰府史跡整備指導委員会（事務局は福岡県）の指導・助言を受けています。また、客館地区については、平成28（2016）年3月に『大宰府跡客館地区整備基本構想』を策定し、整備の推進に取り組み、客館跡の第Ⅰ期の整備は完了しています。

（２）現状

本史跡は、建物等の立体復元を原則行わず、平面復元を行っています。また、復元整備と並行して、便益施設等の整備も行っています。こうした復元整備や環境整備によって、本史跡は、市民に身近なオープンスペースとして親しまれる存在になっています。

１）復元整備の状況

復元整備が行われている範囲は、大きく4つに分けられます。

政庁跡については、昭和40～50年代に、県が復元（第Ⅰ期）を行っています。この時の整備により現在見える政庁跡の全体像が整えられています。

市は、平成に入って、復元箇所の一部改修等を行っています。また、客館跡の暫定的な平面復元を令和元（2019）年度に行っています。

①政庁

政庁跡の建物遺構は大きく3期に分かれます。Ⅰ期遺構は上層のⅡ・Ⅲ期が良好に残っている場合は確認調査を行っていません。また、Ⅱ・Ⅲ期の遺構が確認できる場所では、Ⅲ期の遺構、特に礎石はⅡ期の遺構の礎石を抜きとって使っているためか、Ⅱ期の礎石は確認できない場合が多くなっています。またⅢ期の遺構の下にⅠ・Ⅱ期の遺構が残っていると考えています。以上を踏まえ、政庁跡の復元にあたっては、天慶4（941）年の藤原純友の乱による焼失後に再建されたⅢ期の遺構が、復元の根拠に採用されています。

正殿跡は、復元を行う以前より礎石が露出しており、大宰府廃絶後の姿をほぼそのまま残していました。明治期から大正期にかけて本史跡を顕彰するために建立された3基の石碑が残っており、古代大宰府の復元を志向するだけでなく、中世以降の歴史にも配慮した現状となっています。

南門、中門、脇殿、回廊、後殿、東楼と西楼は、往時の位置に礎石を配置する平面復元を行っています。なお、礎石は往時のものが残っているものについてはそれを使用し、それ以外については花崗岩製の復元礎石やコンクリート製の擬石を使用しています。脇殿は建物の範囲に塼を並べ、回廊の通路部分についてはアスファルトで舗装されています。

中門の前に位置する衛門舎及び政庁跡を囲う築地塼は植栽により表現する半立体復元を行っています。

そのほか、回廊に囲まれた内庭は、中央の砂利敷きの一部が復元されています。

②蔵司地区

「蔵司」とは、税として納められた特産品や布などを収納、管理する役所のことです。昭和8（1933）年に大型礎石建物跡が発見されて以降、本格的な調査が行われていませんでしたが、昭和45（1970）年から開始した平地部での発掘調査により、築地壁や高床倉庫の跡など建物群が発見されています。

平野部については柱位置を示す建物跡の平面復元と築地塀を植栽により半立体的な復元を行っています。平面復元については経年劣化などにより視認性が低くなっています。

③月山東地区

政庁跡の東側に隣接するこの地区にも役所機能が置かれていたと考えられており、これまでに9棟の掘立柱建物の跡が発見されています。これらの建物についてはコンクリート製の柱を立ち上げた半立体的な復元が行われているほか、建物位置に砂利敷を施した復元が行われています。

④客館跡

政庁跡から南へ1 kmほどに位置しています。大宰府にきた外国使節を安置する客館だったと推定され、平成 26（2014）年に史跡に追加指定されました。平成 28（2016）年に『大宰府跡客館地区整備基本構想』を策定し、同構想に基づく第1期の整備は令和2（2020）年4月に完了して

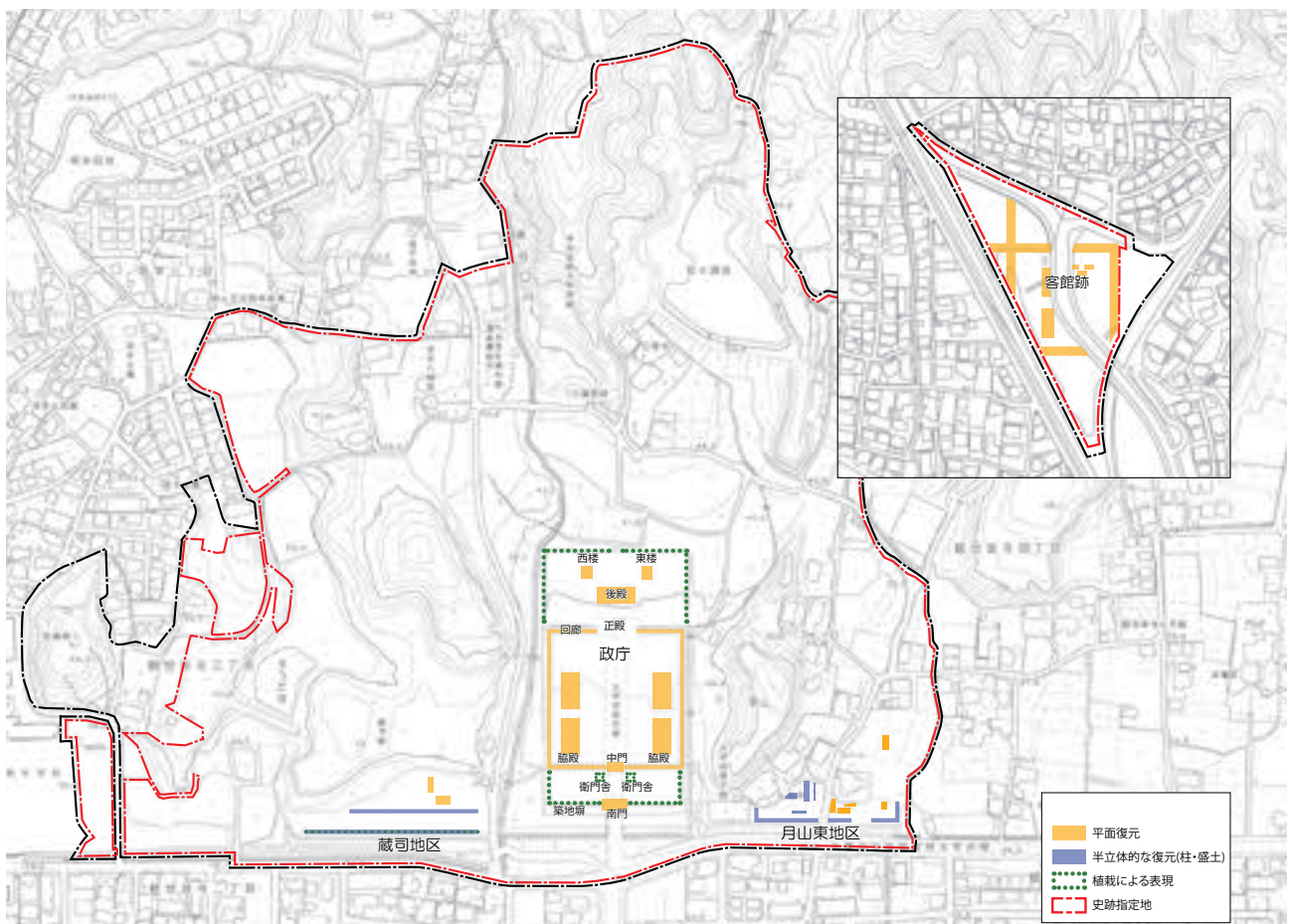


図2-34：主な復元整備の状況

います。客館地区では街路、主な建物の位置を平面表示しています。

2) 環境整備の状況

本史跡では、政庁跡周辺や歴史の散歩道沿道に四阿、トイレ等の便益施設が整備されています。

政庁地区で四阿4カ所、トイレ3カ所が整備されています。

多目的広場は3カ所あり、坂本と政庁跡南の多目的広場が来訪者を受け入れる導入拠点としての役割を担っています。

政庁跡の東側には遺構保存覆屋「大宰府展示館」が整備されています。この施設は、現在は解説拠点としての役割も担っています。このほか、万葉植物のハナショウブ園も整備され、多くの人々に親しまれています。

客館地区には客館跡史跡広場整備の一環として、史跡指定地外に展望所を備えた便益施設を整備しています。その壁面には客館跡に関する解説板を設置しています。

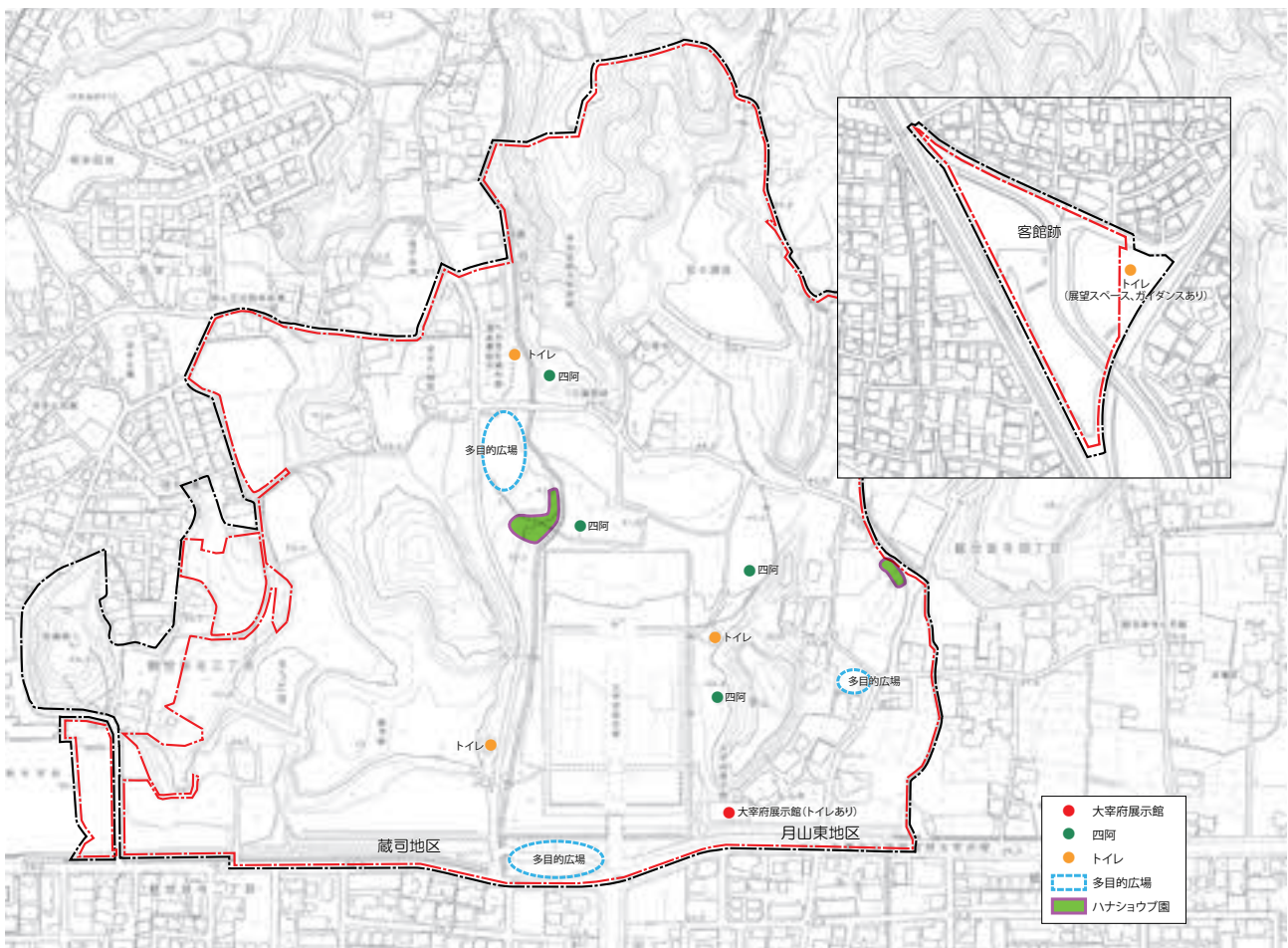


図2-35：主な環境整備の状況